

## 令和3年第9回ニセコ町議会定例会 第2号

令和3年9月14日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 請願第 1号 通学路への信号機設置に関する請願  
(総務常任委員会報告)
- 5 発議第 5号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書案  
(総務常任委員会報告)
- 6 発議第 6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案  
(産業建設常任委員会報告)
- 7 議案第 1号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 8 議案第 2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 3号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 4号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例
- 11 議案第 5号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
- 12 議案第 6号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 13 議案第 7号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
- 14 議案第 8号 ニセコ町教育委員会委員の任命について
- 15 議案第 9号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
- 16 閉会中の継続調査の申し出について  
(議会運営委員会)
- 17 閉会中の継続審査の申し出について  
(決算特別委員会)
- 18 意見書第2号 通学路への信号機設置に関する意見書  
(提出者／篠原正男議員ほか4人)

### ○出席議員（10名）

- |          |         |
|----------|---------|
| 1番 篠原正男  | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹  | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸  | 8番 高木直良 |

9番 青羽雄士

10番 猪狩一郎

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町	長	片山健也
副町	長	山本契太
会計管理者		加藤紀孝
総務課	長	福村一広
防災専門官		青田康二郎
企画環境課	長	高瀬達矢
税務課	長	鈴木健人
町民生活課	長	中村正人
保健福祉課	長	桜井幸則
農政課	長	中川博視
国営農地再編推進室	長	石山智徹
商工観光課	長	齊藤橋葉子
商工観光課参事		高橋敏雄
都市建設課	長	黒瀧康行
上下水道課	長	石山淳義
総務係	長	馬島貴辰
財政係	長	片岡功三
教育	長	前原善範
学校教育課	長	芳賀野伸隆
町民学習課	長	淵野永匡
こども未来課	長	富藤寛樹
学校給食センター	長	
農業委員会事務局	長	佐藤寛樹

○出席事務局職員

事務局	長	阿部信幸
書	記	佐藤秀美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、高瀬浩樹君、4番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、高橋葉子君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、芳賀善範君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、富永匡君、農業委員会事務局長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。  
次に、去る9月7日に決算特別委員会が開かれ、正副委員の互選が行われた結果、決算特別委員長に高木直良君、同じく副委員長に榊原龍弥君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。  
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
齊藤うめ子君。  
○5番（齊藤うめ子君） 議長、今日私、演台を用意させていただきましたので使用させていただきますと思います。よろしく願いいたします。一般質問に先立ちまして、ここに用意させていただきました演台は、ご近所にお住まいの出口稔さんが100%廃材を利用して、わずか数日でこういう立派な演台をつくってくださいました。捨てればごみ、活かせば資源、そしてこのような立派な演台によみがえったことは、地球環境を守るために大きな意義があると思います。  
では通告に従いまして、一般質問を2件させていただきます。1件目、今年の豪雪による甚大な被害はまだ記憶に新しいと思いますが、ニセコ町の豪雪対応での問題点と課題について、今後の雪害

対策をどのように検討されているのか、また、特におひとり暮らしの高齢者、老老世帯、障がい者等の生活弱者の支援について、町長のお考えを伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、よろしく願いをいたします。

それでは斉藤議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の豪雪対応での問題点や課題など、今後の雪害対策をどのように検討しているかについてお答えを申し上げます。現在、各公共施設につきましては、それぞれの所管が管理する各部署において維持・管理等を行っているところでございますが、積雪が多いときなどは施設が雪害の影響を極力受けることがないよう、巡回管理を行っているところでございます。

また、昨年の雪による高齢者宅での甚大な被害の報告は受けておりませんが、高齢者などの皆様に対する除雪支援施策として、私道除雪サービス事業、介護及び生活支援事業での除雪サービス事業、住宅前通路除雪費扶助事業の3つがございます。令和2年度の各事業の利用実績は、私道除雪サービスが4世帯、介護等除雪サービスが22世帯、住宅前通路除雪扶助が13世帯というふうになっております。町としましてはそれぞれの事情に応じた支援を実施し、高齢者の皆様の福祉の向上に努めているところでございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 町長、実はこの雪害なんですけれども、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が地球温暖化は人間活動によって起こることを疑う余地がないとの報告を発表しました。今世界中で豪雨・熱波が多発していますが、この地球温暖化によって逆に冬の間の大雪被害が増えてくる可能性を専門家たちが指摘していることをご存じだと思います。

それですね、今年3月に配布されましたニセコ町防災ガイドマップ、これでございますね。このガイドブック、立派なのが今年3月に配られました。これを私は防災ですからじっくり読ませていただいたんですけども、これを見ていると決してこの内容を否定するつもりはないんですけども、ただこの雪害に関する災害対策として、雪害対策として、最後の25ページにたったこれだけ、半ページしか載っていません。この内容で十分と言えるのでしょうか。

それと、町長もおっしゃったようにいろんな対策はあるんですけども、高齢者が確実に増えてきていると思います。そして昨年と比べて、今年はまだもう少しこういう施策を新たに入れたいとか、そういう計画というか、検討されていないのかなと思っています。それですね、まず雪が降ったら除雪をしなければ外に出られませんので、その除雪中に事故が発生します。除雪は道路もありますし、また、屋根の雪下ろしもあるかと思っています。それから、雪道での歩行者のスリップとか車のスリップ事故とか、毎年こうした事故は身近なところで頻発しています。必ずあるんですね。

また、ニセコはパウダースノーとして海外からもたくさんの観光客が押し寄せて、冬そういうスキーヤーとかスノーボーダーとかの雪のレジャーへの備えはどうなのか。それから雪崩の問題もあると思います。

先程申し上げたように、もっとこの雪害対策も必ずありますので、この原子力防災とかね、水害とかそれから土砂災害とか、そういうの起こりますけれども、この雪害対策だけはもう間違いなく

大なり小なりあります。そして最初に申し上げたように、地球温暖化によってますます過激になるのではないかなということが予想されてます。雪害というのは災害であって、必ず起こるものですから、もっと強化していくことが必要ではないかと思えます。実際に昨年、大雪が降ったんですけども、いろんな事業者とかそれから高齢者事業団とかに頼んでも、全然大人がなくなって来ていただけない。そういう方があちこちで聞き取れました。除雪というのは非常に重労働であって、高齢者にはなかなかできないんですね。また高齢者が除雪をすると事故に発生することが多くなります。実際高齢でも頑張ってやってる方をあちこちで見かけますけれども、亡くなった方もいるんですけども、本当に命に関わるものが起こってきますので、これは今後もっと検討して力を入れていただきたいなと思えます。除雪にはお金がかかります。もう少しかかりますけれども、昨年に比べて今年はいったい何を検討するか、そういう除雪サービスをもう少し向上させる政策というか、検討していただきたいなと思っています。町は除雪のための人材をもっと確保する計画があるのか、また、昨年のようなたくさん大雪が降ったときのことを考えて、それから除雪ボランティアですね、除雪ボランティアを組織する計画があるのか、どこかにあるのかもたぶんないんですけど、ちょっと私ははっきりわかりませんが。それから自主防災活動というのは、どのように組織して活用していただくのか、地球温暖化が進む中でニセコ町のような豪雪地帯ならではの安全安心な地域づくりのために、雪害対策をもっと強化していかねばならないと私は思っています。そのために、必然的に予算も増えてくると思えますけれども、町長その点いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

今たくさん課題を言われましたが、その中で除雪人材がないという点につきましては、我々も同じような危機意識を持っております。今後民間を含めて、こういった除雪の対応の人材をどうしていくか、その点は考えていきたいというふうに思っております。

それから気候変動のことも言われましたが、現在の国立防災科学研究所と昨年から協議をしております。今年国の事業を採択していただいて、調査を進めようとしておりましたが、今回国の採択にはなりません。来年に向けてはこのまま気候変動が進むとニセコ町はどのくらい降雨量、あるいは降雪量が、例えば30年後、50年後どういう変化をしていくのかという調査をしようということになっております。農業の干ばつ問題や様々な気象状況がありますので、これらを調査していただきたいということで、調整を事務レベルでしているところであります。

また、おっしゃいましたボランティア組織や、特に自主防災活動組織を今防災担当のほうで進めておりますので、各地区で相互扶助のそういった自主防災の組織が一つでも多くできればいいなというふうに考えているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 齊藤議員の質問にお答えしたいと思います。

除雪のボランティア的などところとか含めまして、ニセコ町も職員組合含めて互助会でボランティアをやっていたり、あと消防関係でもボランティアで活動はしております。それと先程おっしゃっ

ていた除雪の人手不足っていう部分、正直これまでも何回かご質問いただいておりますが、現在ニセコパブリックメンテナンス協同組合に委託しております、正直なところ高齢化が進んでいるというのが大きな現象と、あと若い人たちがやはりなかなか除雪の関係で来ていただけていないという部分も正直課題にあるというふうに聞いております。毎年年に1度除雪を始める前に、そういう反省会や今後の方針をいろいろと検討しておりますので、そういった話題にした中で、今後その体制づくりも事業者のほうに協力をしていただけるようなこととお話を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） すいません、先程防災マップ等をお示ししたんですけれども、もっと知りたい今年の仕事の中でも災害に強いまちをつくるという、ここにあるんですけれども、この災害のところですね、126ページにちらっと書いてあるだけで、実際にこの雪害についてのことがほとんど何もないんですね。これはもっともっと私は検討していただきたいと思っておりますけれども、来年から今年1年かけてこの予算も含めて、これも載せてほしいなと思っております。

それからですね、雪というと雪害というように雪に対する負のイメージが目立ちますけれども、私たちはこの雪によって支えられてるものもたくさんあると思うんですね。ですから、雪についてもっとよく学んで、雪を楽しむことも大切ではないかと思っています。町はやはりニセコ町の雪について学ぶ機会ですね、新しくもない雪の問題ですけれども、改めてもっと雪をどういうふうに活用するか、どういう問題があるかということ、町民の皆さんに学ぶ機会っていうか、雪について知る機会を設けてはどうかと思います。それと、児童・生徒の学校で雪について学ぶことについても、ぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、それはどうでしょうか。これは教育長にも伺いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 雪についての学びということで、児童・生徒、小さい頃から負のイメージだけではなくて、それによって恩恵を受けているニセコ町という実態もありますので、子どもたちにはこれまでもスキーにより親しむですとか、そういった雪への取組といいますか、そういったことはこれまでも進めてきているところがございます。今後とも子どもたちにはそういう自然というものを含めて、前向きなそういう受け止め方もできるように進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本副町長） もっと知りたいの部分につきましても、毎年の予算書につきましてもということでございました。これについても来年適切にまた載せていこうと思っておりますが、基本的にはどのような予算が今年執行されるかという切り口で編さんしているものでございますから、雪のことそれから防災のことということがどこまで詳しく載せられるかということは別に考えなければなりません、検討させていただきたいと思っております。あくまでも予算書ということで、今年予算をどれぐらいこのような仕事で使うということの切り口で編さんさせていただくということについては、変わりなくやらせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員、次の質問をお願いします。

○5番（齊藤うめ子君） はい、それでは2件目に入ります。ポイ捨てごみ対策について伺います。町内を歩いておられますと、ポイ捨てと思われるたばこの吸い殻、たばこの空箱、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック、プラスチック容器、紙類などあらゆるごみが散乱しているのが見られます。その地域や場所にもより多少の差はありますが、こうしたごみのないところはないと言えるぐらいごみが捨てられています。町は毎年町民に呼びかけ、春と秋にクリーン作戦を実施し、また老人クラブ、各町内会などが担当地区のごみ拾いを実施、個人でも常にごみ拾いをして環境美化に努めておられますが、まだまだ十分とは言えません。ごみは常にあちこちに散乱しています。こうしたごみの不法投棄は基本的にモラルの問題です。

(1) 幼少期からの教育が最も重要なことではないでしょうか。家庭教育は基本ではありますが、学校教育においてごみに対する教育を継続していくことが必要ではないかと思えます。

(2) 普段はたくさんの観光客が訪れるニセコ町内で、足元にごみが多少なりとはいえ散乱していることのないような対策を講じる必要があると思えます。その対策として、2つ目にニセコ町のあらゆる観光のパンフレットに「ごみの一つもない町ニセコ町！」をアピールしてはいかがでしょうか。ごみへの意識を高めることが大切ではないかと思えます。

(3) 町民の皆さんをはじめ、町内に入出入りする全ての方々を対象に、ごみに対する意識を常に持っていただくことではないかと思えます。それには町民の皆様常にゴミ袋、ポケットやバックに入るぐらいの小さな袋が良いと思えますが、それと簡易の手袋を携帯することを提案してはいかがでしょうか。決して強制するものではありませんが、ごみを見たら拾う、その姿勢が何よりの総合啓発になるのではないかと思えます。

「ごみの全くないニセコ町！」を実現するために、ぜひ検討していただきたく町長、教育長に伺います。

それですね、私は今日、一つの例としてですね、本当にこんな小さな袋ですけれども、この中にこういうなかなか素手で取るのが抵抗ある方はよくありますので、こういう簡易の手袋をちょっと入れといて、あんまり大きなごみは拾えないかもしれませんが、小さいごみに気が付いたときには、これを1つ持っていますと、もう本当にポケットティッシュぐらいの十分な大きさに収まりますので、これを皆さんが心がけている方たちが携帯して、ごみを見たら拾う。そういうふうにごこの町中が行動すれば、本当にごみのない町になってくるのではないかなと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの齊藤議員のご質問にお答えいたします。

ただいま事例を出されて、自らそういう実践をされているということに深く敬意を表したいと思えます。その上で議員ご指摘のとおり、道端には空き缶やペットボトル、買物袋に詰め込んだごみが捨てられており、私自身大変残念に思っているところでございます。町ではごみのポイ捨てを防止し、町民の生活環境の向上に資することを目的として、ニセコ町ごみ散乱防止に関する条例を平成11年1月に施行し、年2回のクリーン作戦、各町内会や団体でのごみ拾いや、ポイ捨て禁止の啓発看板の設置など、ごみのポイ捨てをしないという意識を持ってもらうための周知、啓発活動を行っ

てきているところでございます。

1点目のご質問については教育長より答弁をさせていただきます。

2点目のニセコ町のあらゆる観光パンフレットに「ごみの一つもない町ニセコ町！」をアピールしてはというご質問であります。ニセコ町を訪れる皆様へポイ捨てをしないなど、マナーの啓発メッセージをホームページやSNSなどで発信していくとともに、観光パンフレットにつきましても更新のタイミングで、全体のボリューム・バランスというものを考慮しながら掲載について検討していきたいと思っております。また、現在、世界標準の持続する観光地への取組を実施しておりますので、この中で環境美化啓発の方策も検討していきたいと考えております。

3点目のごみに対する意識づけについてでございますが、町民の皆様にごみ袋と手袋を携行してもらうことを町が提案するという事は、ちょっと難しいかなというふうに思っておりますが、地域でごみ拾いをするなどの活動には町からごみ袋をお渡しするなど、また、集まったごみについては町で回収するという事で現在進めているところでございます。ごみのポイ捨てにつきましてもは地道に活動していく必要があります。町内各学校で毎年行っている環境美化活動の実施、町内クリーン作戦や町内会などでのごみ拾い、ホームページや啓発看板の設置により、ポイ捨てできないきれいな環境づくりを引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 斉藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

ごみに対する教育ということでございますけれども、各学校におきましてはこれまでも児童・生徒が学校周辺や地域の清掃活動を行ったり、学校給食に出てくる牛乳パックなどの容器包装資材を洗浄して、分別回収したりするなど、日頃から美化活動を実践し、正しい倫理感が持てるように常に配慮しているところでございます。斉藤議員ご指摘の学校におけるごみに対する教育については大変重要なことであると考えておりますので、今後とも継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 私は少しでも町からごみを減らしたいという思いで、私たちもできることから始めたいという思いでいくつか提案させていただきました。世界中の国々でやはりごみの問題の対応に様々なユニークな取組をしているようです。このごみ問題というのはですね、SDGsの12番目にあたる「つくる責任、つかう責任」の目標の中にあります。環境先進国と呼ばれる北欧の国々では、ごみに対する制度が非常に進んでまして、その中の1例としてスウェーデンではごみに対する国民の意識の高さはやはり学校教育にあるということを指摘しています。スウェーデンでは熱心に環境問題に取り組んでいる学校に対して、何らかのここではグリーンフラッグを提供するという事を書いてあるんですけども、実際それ私ちょっとまだ見てないんですけども、環境問題に関して学校が取り組んでいるという実態があるんですね。これは非常に大事ではないかと思っております。

また、もっと知りたい今年の仕事の中の32ページに不法投棄・廃棄物対策っていうのはあるんですけども、実際にこれに該当する、これ非常に犯した場合に1,000万円以下とか、5年以下の罰金



とあってあるんですけれども、これ実際に機能しているのかなということがあります。それからですね、これもポイ捨てを抑止するための対策の一つだと思うんですけれども、やはり不法投棄に関してはニセコ町だけじゃなくて、広域も含めて美しい環境を維持するために連携していかなければならないかと思っています。

世界中で非常にね、ごみを減らすためのユニークな取決め、非常にユニークな発想で取り組んで成果を上げているところもあります。ですから私は、ニセコ町ならではの何ていうんでしょうか、ユニークな発想でこうすれば効果を上げてごみを減らせるという、そういうアイデアを募集してみるのもいいのではないかなと思っています。それで何よりも、やはりごみに対する意識を町民の皆さんに持っていただくということがまず第一歩ではないかなというふうに思っています。それについて町長、ご意見ちょっと伺いたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） はい。ただいまの斉藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

ごみ問題についてはやはり継続した活動が必要ということで、町としてはクリーン作戦、今年の春も100名近くの方が参加しておりまして、秋は10月5日に予定しております。あと、各町内会や各地区、里見地区や福井地区、スキー場のペンション地区等、そういったところでも各地でごみ拾いを実施しているところでもあります。役場職員も平成7年から実施してはるんですが、環境美化巡視というものを行っておりまして、今年も5月から7月までで計8回、16名がごみを拾ったりしているところでもあります。曾我地区の資源保全推進委員会では、ごみのポイ捨てしないでくださいといった看板等もつくって、啓発活動をしていただいているところでもあります。そういったことから、ポイ捨てについては継続して、役場からの啓発活動をこれからも続けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいま斉藤議員のほうから教育が重要だということで、それはおっしゃるとおりだと思います。ドイツでは小さい子どもたちからそういう教育をしているということで、教育委員会とも連携しながら進めていきたいなというふうに考えております。

実はこの不法投棄といいますか、空き缶ポイ捨て条例をつくったとき、実は私担当していました。やはり毎年のようにいろいろなごみが散乱している状況であります。こういった条例によって、次のステージにいかないよという思いで、議会のご承認を得て条例をつくりました。翌年度、どうしても水俣に行きたいというふうに思っておりまして、休暇をとらせていただいて吉井市長にお会いする機会がありました。そのとき水俣市は環境都市なのになぜ空き缶ポイ捨て条例を作っていないのかということで、唯一本当に疑問を持っていましたので市長にぶつけました。そのとき市長が言われたのは、ごみを投棄するっていうのは心の問題であって、それは条例で縛るとかという次元の問題ではないということを言われました。水俣もたくさんのお客様が来られると。その中で観光客は確かにポイ捨てする人も多いと。しかし私たち水俣市が目指しているのは捨てる以上に拾う町民がいる。その心が大事で、そのことをやっぱり教育や日頃の行政のPRといいますかね、そういう周知の中で市民意識といいますかそういうものをつくっていきたいということをおっしゃ

て、私ども条例によってそういう意識を啓発するというような意味合いを考えておりましたが、水俣市の吉井市長さんがやられていることは、もっと深いレベルで、本質的な美化という意識があるのではないかとということで、私は感銘を受けたところであります。おっしゃるとおり一人一人の意識が大事だというふうに思います。私もできるだけ近場を動くときはごみを拾っていますが、今コロナの状況が出て、やはり正直言って、ちり紙やマスクが落ちていてもなかなかすっと手がいかないということで、先程斉藤議員が示されたようなものは大変いいと思いますので、それは皆さんご自身一人一人の判断で、自らやっていただくような機運を醸成するということが重要ではないかというふうに思っています。

また、不法投棄はどうしているかっていうことでありますが、これまでも不法投棄があった場合は警察と現地確認をやりまして、大体その中で何らかの住所・氏名、あるいは手がかりになるものが大体出てきております。これまで多くは特定をしております。ただ以前、議会に2、30万だったと思いますが、処理経費を出させていただいたときは、その方の住所・名前も特定できましたが、全くその場所にも世帯実態がないということで、警察にも調査をしていただきましたがわからないということで、最終的には町費で撤去したという過去には経緯がございます。不法投棄にあつては警察と厳選な調査をしてこれまでもやっておりますので、その辺ご理解賜ればありがたいと思っています。

また、アイデア募集につきましては、ニセコ町に一般廃棄物対策検討委員会というのがございますので、その中で議員からこういうような提案があったということで、1回議論を投げかけてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） まずはですね、ごみを拾うというよりもごみを捨てないということが大切ではないかと思っています。それであちこちにごみを捨てるなとか看板がありますけれども、ああいう看板を立ててもどれだけの効果があるのかなという疑問がありましたので、やはりそれぞれがごみに対する意識ということを高めるというか、意識を持つことが一番の効果があるのではないかなというふうに思っています。

それで今回質問させていただいたんですけれども、どうすれば人間の心理ですね、インターネットで見ても世界中のいろんな非常に面白いアイデアだとかユニークなアイデアで非常に効果が出ているというところもあるようなんです。ですからニセコ町にはニセコ町ならではのアイデアを検討して、このごみ問題というのは非常に大事な問題だと思います。環境問題、それから地球の今問題になって温暖化の問題とか全て関わってきますので、これは非常に奥深い問題です。ですから、まずは身近なところから、どうしたら少しでも減らして、本当ニセコ町にはごみがないねって言われる町になるように進めていただきたいと思います。それには私たち町民みんなが協力しなければならぬと思いますけれども、その点ユニークな発想を募集したらいかかなと先程も申し上げたんですけれども、そういうアイデアが功を奏するかもしれないと思っています。町長いかかですか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 町の一般廃棄物検討委員会で廃棄物全体のことも含めて、アイデアにつきましてはそういうご提案があったことも紹介させていただいて、ご検討いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、綺羅乃湯に昔の写真やパネル等を展示できないかご質問いたします。ニセコ町にはニセコの歴史に触れたり、感じたりする機会や場所があまりありません。明治以降、当時の農業の様子や、鉄道を起点とした町民生活と、昔の家族や学校行事などの記念写真、各地区のお祭りや何気ない日常風景、そして災害などいろいろと記録として残してきた貴重な写真等が、一人でも多くの町民や観光客の皆さんに歴史を通してニセコを知る機会をつくることは必要だと考えます。また、郷土を語り合うのは楽しいものですが、意外に郷土のことを知らない人たちが多くいるのも事実です。先人たちが成し遂げられた偉業など、子どもたちにとっても歴史や文化を知ること、気づかない間に町を愛おしく感じるようになり、大切にしたい気持ちが生まれ、歴史を語り継いでもらうためにも、重要なことでもあります。

そこで、町内外の皆さんが多く利用される駅前温泉綺羅乃湯のホールや通路に、明治・大正・昭和にかけての当時の町並みや生活の様子が分かる写真やパネル、模型等の展示することを検討すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

現在綺羅乃湯ではハロウィンカボチャの落書きコンテストの写真をはじめ、町民有志の方々の写真をホールや通路に展示し、お客様の目を楽しませていただいているところでございます。小松議員のご質問にありますニセコの歴史や文化を伝えられるような写真の展示というのはすばらしいことだというふうに思いますので、現在有島記念館において日常的に郷土資料を収集しておりまして、有島記念館と連携しながら効果的な展示方法について、指定管理者となっております株式会社きらっとニセコと協議をして進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 開町以来、ニセコ町においても文化や歴史に関わる写真や資料が数多く残されていると推察されます。これまでニセコ町100年史、ニセコ町開基100年記念誌の発行や、今年度は開町120周年を迎えるにあたり120年史の編さんも進められてきたところであります。これにあわせて昔の写真も募集されたと思いますが、これまでに役場や有島記念館に写真等がどのくらいの数、所蔵されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） ただいまの小松議員の質問にお答えします。

有島記念館におきましては、常時郷土資料を収集している状況でございます。100年記念の際に収集した資料につきましても、庁舎移転に伴いまして記念館のほうに移行しているところでござい

ます。ただ現在相当の数があるため、正確な数は把握していない状況ではございます。現在資料保管しているという状況でございまして、整理にはかなりの時間を要するというふうに考えております。資料整理が完了した後は、記念館にて展示等を検討しているところでございます。綺羅乃湯において展示等を行うのであれば、連携して資料提供をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 私がなぜ写真の数量を聞いたかといいますと、たくさん数があるのであれば、いつまでも同じ写真を展示してはマンネリ化してしまいますので、やはり定期的に差替え、付替えすることが望ましいと思い質問いたしました。今のお話聞きましたら、相当数の数があるということでご説明ありましたが、やはりもっともっと集めるべきだというふうな気持ちがありますから、今からでもいいですからニセコ生まれの80代、90代の皆さんから当時の話を尋ねたり、写真等を拝見させていただくことも重要であり、検討すべきだというふうに思っております。

また、町として古い時代の面影が残る写真の提供や募集を町内外に情報発信していくことが大事であり、写真の劣化を考えるとデータ化することも必要だと思います。これについて伺います。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） ただいま小松議員がお話ありましたとおり、貴重な資料はまだ町内外にたくさん眠っている可能性があるというふうに私ども考えてございます。郷土資料の提供、募集については引き続き行っております。保管資料の整備にかなり時間を要していると考えますが、今後も続けていきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 実は100年の記念誌を作ったときに資料収集を私がたまたま担当して、町民の皆さんから募集してずいぶんたくさんの写真やいろいろ書かれたもの、それから新聞のコピーも提供いただきました。今小松議員の質問の中に、町外の人に対してもって言われたので、町外からニセコ町についての資料を募集するってことは今までやっておりませんので、どんなことをすると集められるか、それちょっと検討させていただければありがたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 今の町長の答弁ですが、私が思っていることは、例えば東京ニセコ会とかそういったかたちの方たちにも情報発信するほうがいいのかという思いがあったので、そう提案しました。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に高木直良君。

○8番（高木直良君） 3問質問しますが、最初にJR函館本線並行在来線存続の取組についてお尋ねいたします。7月30日の町民との意見交換直後の8月6日「北海道新幹線並行在来線対策協議会第9回後志ブロック会議」において交わされた各沿線首長の発言からは、在来線存続の意欲をあまり感じ取れず、「函館線（函館小樽間）旅客流動調査・将来需要予測・収支予測調査」の結果を前提にした意見交換に終わっていると思われまます。そこでお尋ねいたしますが、

(1) 公開された議事録を読む限り、第9回ブロック会議での片山町長の発言は多いとは言えません。町民との意見交換を踏まえて、町長はどのような思いで、このブロック会議で発言をされたか、ご紹介願いたいと思います。

(2) これまでの協議会の延長では在来線を守ることはできないと強く感じております。沿線自治体が提示された初期投資額や毎年の経常赤字額をそのまま負担することは事実上不可能だろうというふうに思います。明らかだと思えます。公共交通を守る国の責任を明確にして切り込んでいく論陣を張るべきではないかと思えます。

(3) ホクレン農業協同組合連合会は「北海道産農畜産物の抱える物流課題と今後の対応について」(2020年)、それから北海道経済連合会は「北海道における食関連産業を支える物流のあり方」(2018年)を公表し、それぞれ鉄道(JR貨物)による農畜産物輸送の必要性を訴えています。物流、とりわけ農畜産物輸送に果たす鉄路網の役割、重要性を強く、打ち出すべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長(猪狩一郎君) 片山町長。

○町長(片山健也君) ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

まず(1)のご質問であります。本年8月6日に開催された第9回後志ブロック会においては、収支予測の見直し、赤字額の改善、2番目としてはバス運行ルートの検討、それから3番目としては今後の進め方について協議をしております。私からは7月30日に開催させていただいたニセコ町での意見交換会において、国の責任において鉄路を維持すべきとの意見も多く出されたことを踏まえ、1点目としては並行在来線を第三セクター運営とした場合の関連経費のさらなる精査、それから2点目としては具体的な運営計画、3点目としては有識者を招いての検討会の実施をお願いし、今後さらに熟度を上げていただきたいという発言をさせていただいたところでございます。

(2) であります。協議会では一つとして第三セクターによる全線鉄道の維持、それから2点目としては全線バス転換、3点目としては一部鉄路を維持し、他はバス転換の3つの案を中心に検討を進めておりますが、いずれの案を選択した場合においても、議員ご指摘のとおり赤字額を自治体のみで負担することは不可能であり、国の支援が不可欠であるというふうに考えております。本協議会を初め、あらゆる場面において国に対し財政支援していただけるよう要望を行っていきたいと考えております。

(3) のご質問ですが、渡島ブロック、函館・長万部において、第三セクター方式で鉄路を維持した場合、分離後30年間で累積944億円の赤字になると試算されております。調査ではJR貨物からの線路使用料を年間約40億円見込んでおりますが、非常に厳しい経営となることが予想されております。函館・長万部間においてはJR貨物による農産物の物流に大きな役割を担っていると認識しているところであり、議員ご指摘のこの問題については本協議会15市町村という狭域、狭いエリアで協議すべきことではなく、オール北海道、北海道全体のこととして議論すべき課題ではないかというふうに考えております。現在北海道において、北海道交通物流連携会議が設置されており、その中に物流対策ワーキンググループというのがある、北海道大学の公共政策大学院の岸邦宏教授を座長とし、農協や漁協を初めとする関係者が北海道の物流について議論をしているところでご

ざいます。今後、こうした北海道で行われている物流対策の検討状況についても、情報収集に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今お話しいただいた第9回の状況はわかります。ただですね、この第8回の時点で示された工程表というのがございまして、この工程表によれば9月中にも方向性、方向性という言葉ですけども結論を出すような行程表でした。それに対して幹事会等でこれはあまりにも拙速というか急ぎ過ぎだということで、第9回ときにはそれを若干伸ばしたと。若干なんですよ。つまり何かって言うと、9月と言ったのを年内にした。これだけなんです。それで、今町長がおっしゃられたような国の責任が欠かせないということなんですが、例えば私は、6月あるいは去年の12月の議会でも質問いたしましたけれども、国の支援の在り方として上下分離方式というものがあって、これどうでしょうかということ、6月議会では片山町長からはそれを一つの考え方で非常に前向きに捉えていただいたと思います。しかし議事録を見る限り、町長から9回のブロック会議の中ではこういった提案はされておられません。あるいはこの上下分離方式について、研究したり検討するということが提案されてないということです。それで私がですね、渡島ブロックのほうですね、後志ブロックじゃなくて渡島ブロックのほうの議事録を読みましたら、既に去年の段階で複数の市町村から上下分離方式について検討すべきではないか、あるいはもうヨーロッパなどでは当たり前になっているのに、これを検討する必要があるんじゃないかという発案を具体的にされています。それと比べてみて、私は今申し上げた町長の議会答弁も含めて、このブロック会議のあるたびにそういうことを言うべきだと思うんです。今のお話ですと国の責任といいますか、国が支えていただかないと沿線自治体だけでこれを支えていくことは、第三セクターになった場合ですね、できないというふうに思われてるわけです。そのことの影響が市町村の発言を見る限りは、現在バス転換のほうにかなり傾いた発言になってるんですよ。

まず一つ確認したいのは、この年内の方向性の確認というのは9月とそう変わらないんですよ。具体的に12月議会を経れば、結論を出せるかのような発言が市町村からいくつかされています。ですから、まず年内に方向性を決めるってこと自体がですね、問題であるということ強く言っていたきたい。このことは町長自らね、去年の7回ブロック会議では5年前というのを早めて欲しいと。その際言っていたのは23年度なんですよ。23年度中にでも結論を出したいというのは、それ以前の開業5年前から比べれば少し手前なんですよ。今決めようとしてるのは、年内って言うわけです。これ絶対押し返さないと思いません。先程貨物のことでご紹介ありましたけれども、道の中にそういう検討会ができて、これから道全体のことを考えるわけですよ。その結論がないまま12月、年内に後志ブロックなり、小樽・函館間の結論を出すというと、全く順序逆じゃないでしょうか。少なくとも今町長が紹介されたチームが道であるんだとすれば、その検討結果を待って、この残渣についての第三セクターにしてもですね、存続について初めて有効な議論になるんじゃないですか。今のままでしたらですね、年内にバス路線のことももう決めてしまうというふうになりかねません。ただお金の比較だけですから。赤字額が多い少ない。ですからこれは、まずは時期を押さえてしまうというか、年内に方向性を決めるってこと自体は無茶であるということをはっきり

言ってほしい。

それから、上下分離方式を強く訴えて、具体的に国の支える方式ですね、国の責任というものを明確にするように、ブロック会議の中で議論を起こしてほしいんです。協議会の目的には調査・研究・検討というふうになってるんですよ。上下分離方式について研究・検討したらどうでしょうか。そういうことになってはじめて、今おっしゃった国の責任、あるいは国が支えなければできないってことを明確に発信できるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） はい。ただいまのご質問のスケジュールの件でお話しさせていただきたいと思いますが、先般第9回のブロック会議、私も随行人で出席させていただいてるんですけども、その中では道の考えとしては今後10月、もしくは11月上旬になるかもしれませんが、そこに向けて今回のいろんな収支の検討とか調査内容等の最終報告を協議会のほうにさせていただきたいというお話がありました。今年ニセコでは4月に住民説明会を開催させていただいてるんですけども、他の町村では大きな動きがなくて、最終報告を踏まえて皆さんこれから動き出すというような感じでございます。それを踏まえて12月議会を各町村で迎えると思いますけれども、こちらで議会との議論もお話をして、その後協議会として各町村の方向性等も確認していきたいというようなことで、ペーパーでは12月とかっていうのもありましたけれども、発言の中では1月にずれ込みざるを得ないところもあるのではないかとということで、うちの町長からも蘭越の町長さんからも、もう少し幅を持たして検討の時間をいただきたいという発言をさせていただいているというようなところでございます。

それから、上下分離方式のほうですけれども、試算というんですか、鉄道の部分を行政なり国ということで、運営を三セクではどうかということでございますけれども、私が企画環境課に来てから上下分離方式の発言があった町もあったんですけども、具体的に深く議論はあまりされていないのが実情です。ただ上下分離にしたからといって、相対的にかかる部分について削減等々ができるものでなく、逆に膨らむというような道のお話もございました。恐らく高木議員の提案は、いわゆる線路とかトンネルとか橋は行政が責任を持って、それ以外の運営を三セクでやると。そうすれば三セクのほうから見ればこんな大きな赤字ということには当然ならないので、ただそれには国に対して相当の何て言うんですかね、お願いをしていかなきゃならないことで、現在国交省の資料を見ますと地方の鉄道は95路線あるようで、そのうち46ぐらいが三セク方式でやってるんですけども、やはり国のほうから運営費に対して大きな支援がなく、いわゆる廃業に至っている、この10年相当数の数で廃業になってるというのが実態のようでございます。だからこのへんについては、北海道だけでなく全国で国に対して、この地方路線の公共の足を守るという意味で要望するしかないのかなと。ちなみに北海道とか運輸については、渡島のほうで既に三セクの鉄道、いさりび鉄道ですか、ありますので、北海道知事も毎年国のほうには強く、こういう運営費等の要望についてもしているというふうにお聞きしてるところでございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 上下の状況につきましては今高瀬課長から説明したとおりであります、

道のほうではこの長万部・小樽間については距離が大きい、それから本当に老朽化したトンネルあるいは橋梁、こういった現状から上下分離は難しい、ハードルが高いというお話は聞いております。私も検討してる中では、貨物というのは非常に重要で、例えば有珠山や樽前山というところが少し将来のリスクとして残るわけでありまして。そのときにやはりこの函館の山線って重要ではないかということはずっと主張してきたわけでありまして、現在のところ長万部・小樽間においては現在の貨物自体が走れない、構造が変わっているということで、いわゆる貨物収入としてのものは見込めないというふうに説明を受けているところであります。実際上お金のことでないかって言われますけれど、全国もう既に並行在来線が廃止されて進んでいる中で、ここだけ特別にっていうことは相当ハードルが高いのではないかと思います。しかし、お願いだけはこれからもしていきたいというふうに思っております。

それから期日の関係を言われておりますが、これまでは新幹線開業の5年前に決めるということだったんですね。本当にそれまで引っ張ってていいのかと。結果的にその5年になって、いよいよ決めると、時間がないということで、大体こう結論が出てくるっていうのが今までの流れだったと思います。そういうことより、もっと早くいろんな数値を出しながら検討をできるだけ早くして、早く結論を出すべきじゃないかというのが私の基本的な考え方でありまして。そのためにこれまでもできるだけ早めるべきだと意見を出してきました。それは同時にそういう調査を道ですていただいと、これは実際上12億円かけて車両を整備しただけでは到底できる話ではありませんし、その車両自体が今つくっているところが日本全体で2社ほどしかなく、3、4年待ちっていうのは当たり前で、簡単にはいかないというような状況との報告といたしますかね、そういうお話は聞いております。そんな中では現実の問題として、本当にその並行在来線でその膨大な経費といたしますか、そういうものやっぴり詰めていかなくちゃならないと思います。そのために私は前回もバス路線も大事だけれども、並行在来線のほうもそういう熟度を上げていただきたいと。JRから例えば買う場合ですね、それが本当にどの額ということもJRと話し合っただけませんかという趣旨の話はさせていただいたところであります。

我が町、一町村だけのことで当然ありませんので、それは他の町とも連携しながらこの在り方というのは引き続き検討させていただいて、12月に道から一定程度の方針といたしますか、その判断材料が出されるというふうに思いますので、その結果を受けてまた町民の皆さんにも情報提供しながら、落としどころといたしますか、こういう問題はこうやりましょうねというような話し合いを進めていければいいなと考えておりますのでよろしくお願いたします。



○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 今のご答弁全体を通じて思うのは、鉄道をどうしても残そうっていう非常に前向きなお話ではないというふうに感じてます。それで前の議論をしたことなんですけれども、町長もお認めになってるように分割民営化、そのこと自体がよく言われて三島、九州・四国・北海道、ここではもう赤字になるのは最初からわかってるということで基金が設けられたわけです。その基金の利率は全然もう想定、当時6%、7%という利息を想定していたのが全くそんなのは成り立たないということで使い物にならなかったわけです。そもそも分割民営化に誤りがあったということであれば、これはやはり国の責任。国は公共交通全体、北海道だけじゃないです、全国の公共交通についての責任があると思うんです。道路には税金をつぎ込んでいます。道路もその公共交通のインフラです。鉄道も本来そうなんです。公共交通の重大なインフラですよ。国が責任を持つというのは、やはり元に戻って考えれば当たり前のことだというふうに思います。ですからそのことを強く発信するためには、例えば上下分離方式について研究していないわけですよ。報告も出ていないわけですよ。あくまでも今の仕組みの中で、全額第三セクター、そして沿線自治体が負担するということを前提にして赤字がこれだけです、バスは10分の1ぐらいです、二つ並べてどっちをとりますかって、それは本当に脅しですよ。私は10倍であつたらそっちを選ぶっていうのはできないです。もし全額自治体負担だったら。

だからそのためにはやはり沿線自治体首長さんがまず連携して鉄道を残すという前提に立ってほしいんです。それだったら年内に残すという結論を出して、開業まで5年、6年、7年あるわけですから、その間に国に対する要望活動を強めるとか、先程話に出た道全体で貨物輸送について研究されていることの結論が出てきたり、そういうことをベースにして国に迫っていくということは私は必要なんじゃないかなと思います。まずやっぱり連携ということ言えば、特に新幹線駅ができない自治体がほとんどですよ。そこの首長さんがまず鉄道を残してもらわないとこの地域は沈没してしまうんだということを強く訴えていただきたいと思います。

そして、今ポストコロナということが言われてますし、それからSDGsということがニセコ町としても強く発信して環境問題を取上げています。こういった視点から見た場合でも、鉄道運送というのはトラック輸送、自動車輸送から考えると、環境面でも圧倒的に環境には優しい、そういう交通機関です。大量に安定して全国網があるわけです、今現在。それを生かして、やはり今後の国民の生活、あるいは外から来る観光客、何よりもやっぱり産業に資するそういう鉄道になっていくんじゃないかなと。今なくしてしまうのももったいないですよ、本当に。鉄道を1回撤去したら元に戻らないですよ。人口減少とかあるいは乗降客が減っているという数字を並べて、もうあちこち少しずつ少しずつ削って行って、ネットワークができない、そういう状況に陥りつつあります。そういうことでぜひ新しい展望といいますか、社会の在り方、気候変動の話が先程ありましたけれども、そういう中でどういう公共交通網が必要なのかということについてぜひ訴えていただきたい。

結論を出すんだつたらまず鉄道を残すという結論を決めて、その上でこれから開業までの時間、先程言いましたように、それを支えるために国に対して強く訴えていく。道に対しても強く訴えるということをお願いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 基本的な考えは高木議員おっしゃるとおり、分割民営化自体が片一方では膨大な黒字で、全く新たな新幹線をつくるぐらい、失礼ながら内部留保があると。片一方はもう運営すらできないぐらいな赤字になっていると。これは分割民営化自体がどうなのかっていうのは私も基本的に同じ意見です。ただ、これだけ動いて歴史を刻んで、新幹線ができていの中で、今現状でそのことはおかしいって言ったからって、何か変わるもんで私はないと思います。

それから沿線自治体が一致団結してって言われましたが、首長としていろんな場で首長同士意見交換あります。これまでもJRに何度か要請活動を実は行ってきております。その中でいろんな意見交換をしますが、並行在来線を何とか残したいという首長さんの強い思いをお持ちになっている方は、私は残念ながらおられないように思います。余市まで残したいということを余市町長は一生懸命動かれております。それ以外で今現在、何て言いますかね、並行在来線何とかっていう、私の感覚としてはちょっとなかなか団結して並行在来線残そうと声上げるっていうこと自体に賛同いただける方はおられないという感じがしております。

その中で、どういう選択肢が本当に住民の皆さんの生活を守りつつあるのかと。先程おっしゃったような公共交通が考えられるのかと。例えば環境負荷のない、どういったものが本当にいいのかと、電気バスとかそういったものでいいのか、それとも何かもう少し簡便な公共交通の仕組みがあるか、そういったものを考えると早めに結論を出して考える時間ってやはり私は相当必要ではないかと思っております、2030年までに。そのためには、ある程度早めに結論を出して動かないと、結果的には住民の生活の利便を損なうことになるのではないかというふうに思っておりますので、そこは今流れているものは流れているものとして、きちっと意見を言わせていただきますけれど、やっぱり全体の中の合意形成でありますので、そこはあまり全然その議論を進行するのを妨げるようなことをしているという状況でも、今現在ないのではないかというふうに思っておりますので、道で今大変なご尽力をいただきながら調査をしている。その結果を待って、そこは住民の皆さんに生の数字を全部公開しながら、結論を得ていきたい、このように考えております。よろしく願いいたします。

○8番（高木直良君） 答弁漏れがあります。確認したいのですがよろしいですか。

○議長（猪狩一郎君） はい。

○8番（高木直良君） 先程貨物の北海道全体の検討会が持たれていると言いましたよね、そういう紹介がありました。そのことと結論はまだもう少しかかるかと思うのですが、その結論を待たずにブロック会議、あるいはその協議会として、存続について貨物輸送も関係するわけですが、結論を急ぐっていうのはおかしいのではないですか。その考え方についてどう考えるかお尋ねします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 北海道交通物流連携会議、物流対策ワーキンググループ、この結論結果がいつ出るのかちょっと確認をして、またお知らせをしたいというふうに思います。その議論が重要でないかっていうのはおっしゃるとおりでありますので、進捗状況と具体的に今どういう方向な

のかは再度確認させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際議事の都合により、午前11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時23分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の続きを許します。

高木直良君。

○8番（高木直良君） 株式会社エイブルからの人材派遣事業についてお尋ねいたします。8月31日の政策案件説明として、株式会社エイブルからの人材派遣の説明がありました。説明はこういった文書によっても行われましたが、内容や仕組みにはいくつかの疑問があります。以下、人材派遣受け入れの必要性や目的、根拠について伺いたいと思います。

(1) 今回の人材派遣受け入れは何を目的にし、また何を根拠としているのか。

(2) 企業版ふるさと納税（正式名称「地方創生応援税制」）との関連はどのようなものか。

(3) 「地域活性化企業人事業」（企業人材派遣制度）による協定のもとでの社員派遣（在籍派遣）との関連はどのようなものか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○8番（高木直良君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まずニセコ町として民間の人材を受け入れる目的は、民間企業との交流の推進、民間ノウハウの活用、ニセコ町が取り組むべき事業に対して民間視点による改善などがございます。他の機関からの人を入れることによって、広い視点に立って行政活動を行っていくことができるというふう感じておりますので、町の発展にとっても大変有意義なものであるというふうに考えております。

まず1つ目のご質問ですが、今回の株式会社エイブル&パートナーズの子会社である株式会社CHINTAIからの人材派遣を受ける目的として、株式会社CHINTAIが培ってきた広報・宣伝活動のノウハウを広く行政に反映をさせていきたいと、町の情報共有施策に寄与していくということが挙げられます。特にSNSなどのアプリを活用した広報戦術は民間の企業のほうが優れており、株式会社CHINTAIの優れたノウハウを活用させていただきたいと考えているところでございます。また、株式会社CHINTAIにおいても社会貢献・人材育成や、派遣される人材のキャリアアップなどが期待されているというふうに聞いております。

2つ目のご質問ですが、企業版ふるさと納税との関連は直接的な関連というよりも、職員派遣を通して社会貢献の一環として、あわせてふるさと納税も行いたいという企業のほうの意向の申出を受けて行うものでございます。

3つ目のご質問ですが、この派遣は総務省の地域活性化企業人事業を活用して実施するもので、株式会社エイブル&パートナーズからの意向も聞いた上で本事業の活用を決めたものでございます。今後とも町の情報共有の推進に向けて、こうした人材を活用しながら努めてまいりたいというふう

に考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 9月8日、道新にニセコ町エイブルさん受け入れということで報道されました。この報道内容は政策案件説明で出された資料にも共通するところがございます。それでお尋ねしたいわけですが、この報道、あるいはこの資料によりますと、将来的に町内の住宅供給につなげたい、それから町の広報とは独立して観光PRや広報体制の検証など担当、それから同社による町内への投資を呼び込みたい考えということが報道されておりますが、これは正しい情報でしょうか。

その上で伺いたいんですけれども、関連して今回派遣されてる方は、今町長からお話ありましたように広報について、例えばSNSの使い方についての民間の活用方法を町にも参考にしていくために、その方に来てもらうというお話だと思いますが、この方は確かに所属は株式会社CHINTAI、あるいはエイブルと関係してるわけですが、エイブルの本業、あるいはCHINTAIの本業は不動産関係ですよね。ですがこの方の社内での多分役割は広報ということで、不動産部門については担当されていません。そういう方を一応派遣ということで受け入れるわけですが、これ報道によりますと将来的には町内の住宅供給に結びつけたいとか、町内への投資を呼び込みたいとか、そういう報道がされてるわけです。ちょっとその関係がよくわからないんですね。広報のノウハウをその方から受け止めたいということであれば、別にCHINTAIじゃなくてもいいし、エイブルじゃなくてもいいわけです。広報全般について民間のノウハウを町として活かしていきたいということでしょうか。ですからそこはこの報道、あるいはこの中にも似たようなことが書いてあるんですけれども、将来その株式会社がニセコにながしか、住宅供給とか投資に関係することを期待されているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今回の派遣において、何か不動産部門、不動産といたしましてもCHINTAIさん自体が財産を持って何かしているわけでありませぬので、あくまでも賃貸の中間的な仕事ということでありますので、それがニセコ町の不動産投資に結びつくというふうに私は全然考えておりませぬ。エイブルさんのグループ含めてCHINTAIが非常にいろんなコマーシャルやPR、それから社会貢献の度合いも相当高いのはいろいろなニュースでお分かりかと思いますが、今回来られる方もそういったプロ的なことを熱心にやられてるというふうに会長さんからも人物評価をいただいておりますので、そういった方がニセコに来ることによって、一つはニセコ町全体の外に対する正しい情報提供、それと何より内部の情報共有をもう少ししっかりやりたいと。民間会社自体は今どうかたちで会社が動いてるか、きちっと社内報みたいなもので随時お知らせしていく仕組みがありまして、私たちの町の組織自体がまだまだ情報共有、職員同士、私も含めてこれからそういった民間のノウハウに学んで進んでいきたいと思っておりますので、大いに期待をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今のお話からしますと、先程紹介した新聞記事、あるいは先日説明を受けた資料に住宅供給の話とか、あるいは投資に近いことを期待するような表現があるんですね。

町民も新聞を読んでいます。これでいきますと、要するに会社自体の名前とかコマーシャルからの連想、そしてここに報道されているということになると、何かニセコ町に事業として進出するかのように受け止められかねない報道です。ただそういうことであれば、きちっとそうではないっていうことは明らかにする必要がありますし、それから、今SDGs街区を新しくつくるとか、町営住宅を新しくつくるとか、民間の進出に対する一定の補助で住宅不足を解決しようとしているというようなことと、どうなってんのかなっていうそういう疑念を持たれるのではないかなと思います。そういう意味で、今回の説明資料なり、この新聞情報についてきちっと誤解のないかたちで、町民に対してお知らせする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから庁舎内の情報共有にまだまだ不足があるということなんですが、それは例えばこういう方を職員として受け入れることによって、本当に改善ができるのかどうか。今回1年半ですね、こういう方がいろいろな業務、具体的な業務がどうなるかちょっとわかりませんが、そういう庁舎内での情報共有っていうのは、私はこの方にお任せするっていうか、そこから知恵が出てくるとはちょっと思わないですよ。情報共有がうまくいっていないとしたら、町職員自身そのことについて知恵を寄せ合うと。自分たちに何が欠けているのかということをお話しをすることによって、初めて改善が進むのではないかなと思いますので、ちょっとこういう外部依存といいますか、もちろんそのノウハウが役に立たないとは言いませんが、重点としては庁舎内の情報共有についてはきちっと自分たちが自ら総括をして、改善をするということが大事ではないかなと思います。

それからもう一つは企業版ふるさと納税についてなんですけれども、直接的には関連がないというお話でした。しかし、この政策案件説明の中にはこのふるさと納税との関係があるかのように書いています。このふるさと納税の役割として、企業側の場合パートナーっていうことで盛んにホームページでも発信してます。町のホームページに企業版のふるさと納税について、一つは企業にとってもメリットがありますよっていうことと同時に、町とのパートナーシップっていうことを非常に強調してるんですけれども、例えば直接関係ないと言いながら、ふるさと納税、株式会社エイブルもすると思われるんですけども、そのへんのパートナーっていうのはどういうことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 発言を止めてください。

この際、暫時休憩いたします。

議員は議員室へ集まってください。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時50分

○議長（猪狩一郎君） この際議事の都合により、午後1時00分まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前12時55分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先般の施策案件の説明と、高木議員の質問への町長答弁に相違がありましたので、再度町長の説明を求めます。

片山町長。

○町長（片山健也君） 議員の質問の中で答弁に不手際ありました。大変申し訳ありません。

政策案件説明会の中で、予定活動計画の7ページ目の内容について答弁をさせていただきました。あくまでも今回の派遣自体が直接投資とかに結びつくような案件ではないということでご説明をさせていただきましたが、議員の皆さんへの政策案件説明の4ページに、ニセコ町としての期待ということで、そこに「将来的に」というようなことを書いておりますが、中身を読みますとやはり誤解をするような表現がたくさんありました。その点まことに申し訳なく不手際をお詫びしたいと思います。先方の会長さんとも私は2度ほどお会いをして、いろいろな人事交流のお話をさせていただきましたが、その中で投資がどうこうという話は一切ありません。先方に対してもご迷惑をおかけすると思いますので、その点心からお詫びを申し上げたいと思います。

またこの資料につきましては、制度設計を含めて担当課長のほうからご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 本件のことについて私のほうから説明させていただきます。8月31日の政策案件説明のときに、私の説明とこの資料の内容について、少し誤解を招く表現であったことを深くこの場を借りて謝罪いたします。

それで今回4ページに書かれている趣旨ですけれども、基本的には直接的な投資ということは文言にはないことで、私的には将来的に投資の効果が見込めるということで、直接的に今すぐに何かをすると記載したということではございません。将来的に何か、例えば今回もそうですけれども、人的なのか技術的なのか、そういったことも包含した上での投資という意味でございまして、当初2ページ目にエイブル&パートナーズの会社概要を書いてございますけれども、エイブル&パートナーズ様については事業について不動産事業はメインでやられておりますけれども、後半のほうに旅行事業、ウェブアプリケーションなどシステム開発ネットワークなど、人材派遣もそうなんですけれども、そのほか調査研究・コンサルティング事業もやっておりますので、そういう様々な事業展開をされている中での技術的な助言だとか、そういったノウハウを将来的にニセコ町のほうに直接的ではなくて間接的にでも、そういう効果を見込めるのではないかという意味でここは記載したということで、説明がちょっと不足していたということをまずお詫び申し上げたいと思います。

それからあと住宅不足の関係でございまして、これも不動産投資等とか仲介業をやっていたかというのではなくて、逆に言うと今住宅の中でミスマッチとかという問題が起きていますので、そういったミスマッチを解消するための、賃貸業をやられている上でのノウハウとか技術的な助言を得られれば、そういったところで連携をしてそういった不足を解消するような取組ができればかということの趣旨で記載したものでございます。説明が不足しておりまして大変申し訳ござい

ませんでした。

○議長（猪狩一郎君） 一般質問の再開を許します。

山本副町長、説明を。

○副町長（山本契太君） 先程ご質問いただいた中で、職員間の内部の情報共有というところを外に預けてよろしいのかというご指摘をいただいたところでございます。そこについてちょっとご説明を申し上げたいと思います。もちろんおっしゃるとおり職員内部でのといいますか、役場内部での情報共有というのは、内発的に行うというところが一番肝要だというところはそのとおりというふうに思います。今回このことを町長のほうからお話をさせていただいたのは、先方の社員さんと今回来られる予定の方と私のほうもウェブでお話をさせていただいた機会がございました。その際に、ニセコ町のホームページを含めて、様々もう既に相当勉強してこられておまして、ニセコ町では環境モデル都市のことでとかSDGsのことでとか、様々外に打って出ている状況をすばらしいことであるということと同時に、そういうことについての内部共有についてはいかがですかという問いをいただいた場面がございまして、それについては私のほうでもなかなか課題となるころはあると思いますという話をさせていただきつつ、それはどういう意図でそれを聞かれましたかということでお話したところが、自分たちの会社自体も様々な社会貢献のための事業を実施するんだけど、その際にやはり内部の社員の情報の共有というのが一番大事だというふうに常々思っていると。でもそれがなかなか難しくできないところがあって、そこを何とかしていくということが、実際には外に向かって情報発信をすると同時に、内部の情報共有というのはすごく重要だということを、会社の中でも常に感じながら広報の活動をしているというお話をいただいたものですから、まさに感じるころは一緒ですねというお話をさせていただいて、ぜひぜひ外に打って出るときの内部の情報共有という部分のノウハウについても役場の中でもぜひ發揮していただきたい。ついてはそれを一緒にさせていただくということについては楽しみにしておりますというお話をさせていただいた経過がございまして、そういう意味合いから内部の情報共有をということを今回来ていただいて実施していただく中の一つに取り入れているということでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 私から企業版ふるさと納税の関連からパートナーというキーワードが出たのかなと思いますので、それについて若干ご説明させていただきます。企業版ふるさと納税は議員の皆さんもご承知のとおり、昨年度2年度からニセコ町もスタートをしております、こちらの中でこういうパンフレットなんかもつくって、いろいろな場所にパートナーシップとか共感パートナーということで、仕組み自体は日本の社会では企業は寄附などの行為をして社会的な貢献を上げると。自治体側については実施主体、事業計画、地域再生計画というのを昨年度作成して、この事業にのっとっている企業からの寄附であれば企業版ふるさと納税のいわゆる税金の免除が受け入れるというようなものがございまして、この事業については事業主さんと我々自治体、町のほうで事業内容について協議をして整った時点で、議会に提案をさせていただき議決をいただいて進めていくというようなかたちのものでございます。そういう立場から事業主さんと実際事業内容に

についてもお互い協議をして決めていくという意味で、パートナーというようなイメージのパンフレット等、ホームページ等に載せているというようなことをございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先程質問の途中だったので、今お答えいただいたことも含めて、改めて続きを質問したいと思います。

今当町のほうからは先程の説明と資料との違いについて確認されたということですので、今後その資料の作り方、あるいは説明の仕方については正確を期していただきたいというふうに希望いたします。

その上で今企業版ふるさと納税について事業者、寄附者と町とで内容を協議しながらというお話がありました。それでこの間の政策案件資料の中で、ふるさと納税という言葉が出てくるページがあります。それでちょっとややこしくなるんですけども、今回の派遣の受入れの原資といいますか、先程お話があったようにこれは総理府ですか、内閣府ですか、地域活性化企業誘致事業ということでの交付金を原資に使うということなんですよ。ちょっとわかりにくくなりますのは、企業版ふるさと納税の中にも人材派遣型っていうのはあるんですけども、それとは違うんだっていう説明なんですけど、資料にはふるさと納税っていうことを構造の中に書いてあるページがありまして、ちょっとややこしくなっちゃうんです。その上で、従来型のふるさと納税は条例化されています。ところがこの企業版ふるさと納税についての宣伝は先程お話あったようにパートナーとか、今追加説明で協議ということがありますが、できるだけ明確にするためには、このための企業版のほうに該当する条例、それに特化した条例が私は必要ではないかというふうに考えます。と申しますのは、これから出てくる補正予算にも絡むんですけども、企業版ふるさと納税によって一旦受入れて、それをどういう事業にするかという、納税した企業に関わる事業になってお金を還流してくんですよ。そのへんが自治体の事業と寄附した企業との間のお金の結びつき、純粹にお金を使ってくださいっていうんじゃないかと、それがまた企業に戻っていくというかたちが今目の前にしてる事例じゃないかなというふうに読み取れてしまうんです。ですから、一定の企業と自治体との関係が全部駄目ってことではないですけども、一定の節度というルールというものが必要じゃないかなと思います。企業側にも有利ですよって一生懸命宣伝している中に、そういった企業の広報もしますみたいなこと書いてあるんですよ。要するに企業のこういう活動をしてますよっていうことが、町の広報を使って宣伝をするということが含まれています。ですからその辺もトータルに考えて、企業からお金を受け取るなというわけじゃありませんが、その関係については条例で明記していくということが、私は必要ではないかなというふうに考えてます。そういうことで、今回のことの事例にしながら、できるだけ透明で公正な企業との関係、パートナーシップという言葉は何となく曖昧な言葉じゃないかなと思いますので、その辺も条例の中で何がパートナーシップなのかということを明示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の制度自体は国の制度にのっかって、ふるさと納税企業版を受け入れるきち



った計画をつくってくださいと、それに基づいて進めてくださいっていうことでありましてので、条例まで必要だという認識を持っていませんでした。他町村も調べて、やっぱり透明化するっていうのは非常に重要ですし、町としての姿勢をあらわすのは条例として重要だと思いますので、その辺ちょっと勉強させていただいて進めたいと思います。あわせてパートナーという意味の定義付けですね、それもやっぱり明確にすべきということでもありますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問を許します。

○8番（高木直良君） 3問目であります。政府のデジタル化推進と町の地方自治の立場について。政府は9月1日、デジタル庁を立ち上げて業務を開始しました。行政手続きのオンライン化など、国や地方自治体のデジタル化を加速させることが狙いとされておりますが、総務省は「カスタマイズは想定していない」、「国が定めた標準に自治体従うことは努力義務ではなく義務としたい」旨の発言をしています。自治体が独自の施策や独自の住民サービスを行うためのカスタマイズは、極めて困難となるとも報じられています。以下お尋ねします。

(1)「地方公共団体情報システムの標準化法第10条」では、国による自治体システムの標準化・共同化・集約化について、自治体の努力義務を掲げております。こうした国の施策について、民主主義や地方自治の観点から町長の所見を伺いたいと思います。

(2) デジタル庁の発足によって、町の業務に当面どのような変化が起きてくると想定していますでしょうか。これまで利用しております「北海道自治体情報システム協議会」、ここにニセコ町も加盟しておりますが、その各種システムとの関係、例えば土木積算とか徴税の計算、町営住宅家賃徴収、上下水道料金徴収、GISも含まれているのかと思いますが、これはどのようなことになっていくのでしょうか。

(3) 町独自で政策的に実施している各種サービスの独自軽減措置等はどうなるのでしょうか。統一・標準化によってシステムに業務内容を合わせる結果になってしまわないか。

(4) 町独自サービスの維持のためのカスタマイズを保障するように、山麓あるいは後志町村全体で政府に要請すべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1 点目の質問でございますが、自治体システムの標準化につきまして、この共通化は現在国が基幹システム系の住民基本台帳など17の業務において、原則2025年の実施を目指して、その標準仕様の作成などの作業を進めているというような状況でございます。これまで地方自治体が法律に基づいてシステムを独自に整え、住民に利用していただいておりますが、国で法整備された仕組みは本来国の責任のもとシステムなどを整備し、自治体に対し提供すべきものと考えております。今回の標準化・共通化する17業務においても、国で整備した法律に沿って整備されるものと考えており、その取組自体は良いことというふうに私は考えております。ただ、具体的な作業に関しては、例えば国と地方の協議の場をはじめ、自治体の現場実態に即したものとなるよう、地方自治体の参加のもとに実施されることが不可欠であるというふうに考えております。

次に2点目の質問でございますが、デジタル庁が9月1日にされたばかりで、詳しい内容の制度設計はこれからのことというふうに承知をしております。今の段階で想定されるものは、国が示している地方自治体DX推進計画及び手順書により、まずは計画に示されたステップを踏み、必要な措置を取り進める必要があるものと考えております。標準化するシステム17業務につきましては、まだその標準仕様がどうなるか全く決まっていないという状況ですので、具体的にどのようなかが見えてくる段階で、そのシステム移行に伴うデータの移行作業であるとか、職員の操作はどのようなのかとか住民との関係はどんなかたちになるのかというものを、一つ一つ検証しながら考えて進めていきたいというふうに考えております。

次に3点目と4点目の質問でございますが、独自軽減措置について現在標準仕様やシステムの仕組みが定まっていないため、具体的にどうなるかは不明ですので、これについてはなかなかお答えしづらいというところであります。国との情報協議を進めながら、必要に応じて国に対して意見などは伝えていきたいというふうに考えておりますが、今般の取組は全自治体のことでありますので、全国町村会や全国市長会を中心に国との協議が進められるものというふうに考えております。今後ともこれらの情報を収集に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 現在、北海道自治体情報システム協議会には30ちょっとの組織が加盟していると思います。それで今年の4月ですか、片山町長がこの協議会の会長になりました。その中で挨拶をされておりますが、社会の要請に応え、デジタル化が地域に根づき、デジタル化が進み得ることのできる恩恵をどのようにとらえ、情報の力によってどのように地域をデザインしていくのか、共同体である協議会会員市町村の皆様と常に将来を考え、新たな時代の実現に向け一步一步着実に歩んでいきますというご挨拶が載っております。

その上で、今ある北海道自治体情報システムに道内の30ちょっとの組織が加入しておりますが、これとの関わりが標準化によってどうなっていくのかという事によっては、非常に行政の内容に影響が出てくるのではないかと危惧をいたします。例えば、これは国がやってるわけじゃないのですが、富山県の事例なんですけれども、富山県としてシステムを一つにしてほしいんですけれども、その中である市がカスタマイズ、つまり自分のところ独自の行政内容でカスタマイズしようということで求めたんですけれども、これには相当お金がかかるんですよっていうことで困難になったという事例が起きてます。それから私自身が経験した中で、これは国のデジタル化とは違うんですが、この北海道の自治体情報システムを使ってる中で、例えば私の質問したのは国保の来年度からの実施の軽減措置の前倒しができないかといったときに、200万円相当のカスタマイズの費用がかかりますという話があって、だから難しいんですというお話がありました。

こういった事例のように、町独自のいろんな福祉策で経年措置がありますけれども、そういうものにブレーキがかかってしまうんじゃないかっていう恐れがあります。そういう意味で全国市長会とか町村長会からの申入れとか、そういうやりとりは今後あるかもしれませんが、そういった今の北海道自治体情報システム協議会の会長としての立場からも、ぜひこの国が進めているデジタルガバメント実行計画、25年までにつくるということですが、先回りしながらこの要望をあげてい

く、間違っても地方自治体が自治として進めようとしてる中身にブレーキがかかるというようなことがないように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 先般全国自治体交流会、私が共同代表をやらせていただいたり、それから提言実践首長会の合同会議がありまして、この総務省の制度設計をしている担当官に出席いただいて、その中でこの議論をさせていただきました。その中で私のほうから強く総務省にお願いしたのが、私ども北海道では独自に情報システム協議会をつくって、みんなで共同でできるだけ安くして簡便な方法でということまでシステム開発してきたと。それが極端に言うと、国のものを導入することによって、二重三重の投資になるようなことは避けてほしいと。それは国がある程度応援するにしても、自治体の人的負担あるいは経費的な負担も相当発生する恐れがありますので、その辺の標準様式をなるべく早めに提示してほしいというお願いをしました。

それとこれまでの国会議論を見ていると、例えば厚生労働省の岡崎審議官が国会における答弁において、自治体の独自政策を制約するものではないということをおっしゃいますし、そういう面では私は標準化っていうのは本当に大事なことだと思います。全国の国民の皆さんが等しくアクセスできる、自宅にいても見られるような仕組みというのはやっぱり標準化をしないと無理だと思いますが、そこはその標準化をカスタマイズするっていうよりは、例えばニセコ町で独自軽減をしているとすれば、そのことのシステムを町独自で持っていくという今ある制度をうまく活用する中から、独自のものをこれから整備していくってことも重要なことというふうに思っていますので、今回の標準化にあたって全部国の制度設計のとおりやらなきゃいけないとなると、地方自治体の自己自立っていうのは全く吹き飛んでしまいますので、そこはニセコ町に合わせたものをきちっと残していく、そのような制度設計でできるように、国に対して引き続きお願いといたしますか、要請をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） やはり地方自治を動かさないようにっていうか、むしろ地方自治を充実させていくっていう方向で、これを捉えていくというお話だったと思います。その上でデジタル庁が今進めようとしている地方や全国の国の行政、これを一元化しようという流れがやっぱりできてしまうのではないかと。その中の一つとして、今政府行政庁が昨年10月から運用を開始しているクラウド化は、外資のアマゾン傘下のAWSという企業に発注されたようです。そして、デジタル庁が前から盛んに言っていますマイナンバーカードを普及させて活用していくというのが前提で構成されていきます。現在、ナンバーカードは全国では36%程度、ニセコ町の場合7月末現在33%ぐらいかなと私はみたわけですが、これは政府が思うようには進んでないんですね。なぜかっていうと、やはり今の政府に対する不信感といますかね、自分のデータを預けることについての不信感がやっぱりブレーキになっていると思います。将来例えば、銀行口座に全て紐づけされちゃうとか、あるいは情報の漏えいとか不正使用とか、そういった個人情報不正に使われたり、あるいはいろんな意味で監視されてるんじゃないとか、やっぱり政府の今までの情報の扱い方に対する不信があるもんですから、非常にそれはある程度やむを得ない状況になっていると思うんです。い

ろいろ自治体あるいは個人生活にデジタル化が浸透していった便利になる側面がある一方で、やはり情報漏えいとか不正使用とか、そういったマイナスの側面、それをいかに防ぐかということも大きな課題になっております。その意味で本当に先程言った統一仕様でやっていくということが地方自治体の自治の本当にプラスになっているかどうかというのは、注意をしながら進めていかなければならないというふうに考えます。その意味で繰り返しになりますけれども、ぜひ今後の、これから 25 年度までにはつくっていくということですが、機会を捉えてニセコ町、あるいは山麓、後志全体で、自治さらなる発展のために不安な要素については除去するよう、強く発信していただきたいと思います。もし所見があればお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在、国で様々なデータと言いますか、そういった共有化の仕組みをつくっておられますけれども、今回のコロナワクチン関係の V-S-Y-S というシステム自体も大変使いづらい制度でありまして、例えばワクチンだったりお薬手帳みたいのものは、既に日本社会にいったいいいシステムがあるにも関わらず、国が独自開発することによって逆に使いづらいというものがあると思います。現在の住民票のマイナンバーカード自体も FeliCa を初め様々な仕組みが既にあるにも関わらず、独自なものを使った結果、汎用性が非常に何と申しますか、限定的になっているというような実態がありまして、このことを国のそれなりの皆さんとお話しするときは、いつもそういった現場で既にもう動いていること、例えば今回の標準様式も全国の自治体でそれぞれのグループを組んで、もう既にいいものがあるんですよね。まずその現場実態を見て、これなら全国展開してもいいよねというもの、作業しやすい状況のものを選ぶなり、確保するなり検討いただきたいということは先般の会議でも総務省の方に申し上げたところであります。高木議員がご懸念の情報の管理で紐づけられて、集中的なことで個人のプライバシー、あるいは自治体の自己決定権が阻害されることがないかということは、私自身も地方自治の立場としてはきちっと検証しながら、またいろんな場で情報共有させていただければありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、高瀬浩樹君の発言を許します。

○3 番（高瀬浩樹君） 通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思います。2020 農林業センサスによると、2015 から 2020 年の 5 年間で全国の農業従事者数は 46 万人減少し、現在では 152 万人、その平均年齢は 67 歳と高齢化が進み、そのため後継者不足が深刻となっています。

ニセコ町の農業に目を向けてみると、2000 年で 203 戸、最新のデータでは 144 戸まで減少しており、一戸当たりの耕地面積は増加傾向にあるが、人手に頼る作業も多く、また、省力化、人材の確保、負担の軽減が重要な課題となっています。

そのような状況の中、地域経済にマッチしたスマート農業を推進していますが、さらなる具体的な取組としてのサポートや、これからの課題など、どのように考えているか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高瀬議員のご質問にお答えいたします。

本年度公表された 2020 年農林業センサスにおきまして、全国の農業者の減少をはじめ、農業従事者

数の高齢化、減少化はニセコ町においても共通の問題というふうに考えております。市町村の調査結果は、いまだ正式に国から公表はされておりませんが、他の市町村と同様に農業者戸数は減少するとともに農地の集約化が進み、一戸当たりの耕作面積は増加傾向にあるというのがニセコ町の状況であります。町では生産の効率化を進めるため、平成 26 年度より国営農地緊急整備事業を開始し、基盤整備・徐礫などを進めているところでございます。

また近年、性能の向上が著しいスマート農業の導入につきましては、農業者の皆さんから要望が増えていることから、本年 7 月より農業者の皆さんと農協担当部署において話し合いを行い、国の事業である産地生産基盤パワーアップ事業などを活用することによって、現在需要対象可能な生産者に向けて参加者及び導入機器の取りまとめを行っているところでございます。当事業においては本年内の計画承認に向け、この事業実施に向けて団体の設立、それから計画の策定をできるだけ早く、その作業機械を含めた機械の導入が図れるよう取り進めていきたいというふうに考えております。

今後においても引き続き本町の営農に合う事業についての情報収集、農業者の皆さんへの周知と相談等を行いながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬議員。

○3 番（高瀬浩樹君） 産地生産基盤パワーアップ事業ということで、今回農業者からの要望がいろいろあって、町としてこういう取組をされるということは大変私としてもうれしいことです。今回農業者から 1 番要望が多かったのは、たぶんGPS、自動操舵システムだと思います。私はもう実際使っている立場として思うことは、例えばトラクターを一日ずっと運転していると、作物はきれいにまっすぐにいつも揃っているかもしれませんが、あれは全部目検討でやっている作業であって、1 日中先を見てやるので、暗闇ではちょっとできないのですが、昼間は先を見てまっすぐ切るという作業を 1 日中ずっとやっています。その部分でやはり気疲れというか、夜になると非常に目に疲れが出てしまいますが、このトラクターを使うことによって、全くハンドルを触らず、ほとんどもう誤差 2 センチぐらいでずっと走っています。端に行くとブザーが鳴って、ちゃんと分かるようになっていきます。私もずっと使っているんですけども、1 日運転して労働時間が時間にすると約 1 割の減少、これはたぶんどこを見てもそのぐらいは減少できるのではないかと。なぜかという、だいたい私のGPSは 17 から 18 ぐらいの衛星を拾っていて、そこに携帯電話を見て、それとRTK器具によって誤差 2 センチ、これ携帯電話を持たないとちょっと 15 センチとか 20 センチずれてしまう。目でやると大型機械なので 15 から 20 c m ぐらいのずれが出ます。その部分でやはり 1 割ぐらいは時間が減少できるでしょう。毎日トラクターに乗っていると、例えば 10 日間とか 20 日間、そうするとトラクターの燃料も出るんですけども、約 1 時間に 270 から 300、私のトラクターだと減るので、燃料の節約に関してはすごくいいのではないかと私は思っております。ただ問題もありまして、GPS自動操舵システム、初期投資で約 200 万から 300 万、ハンドルとか画面とかそういうものがかかるということ。それから携帯電話を別に 1 台買わなきゃならない。自分の持っている以外に一切アプリも入れないで、それだけのための携帯電話は絶対必要だと。また、RTK基地局というのがあって、いま留寿都かな、それを拾ってやっているのですが、その利用料、そう

いうランニングコストがかかりいろいろ問題もあるんです。

ひとつお伺いしたいのは、今回スマート農業、現実意外に皆さん、このGPS自動操舵システムにしてもいわゆる分からないことがいっぱいあって、今回たぶん何十台か町で入ると思うんですけども、その前に講習会とか、JAさんとそういうタイアップして、意外に分からないことがたくさん出てくると思うんで、その前にやるべきことを準備するような講習会関係は必要ではないかと思います。それが一つ。

あとこの通信環境の整備ですね、私もちょっといろいろあって、他の自治体の話をすれば、これどこの自治体もそうなんですけれども、RTK基地局を自治体が持つかJAが持つかっていう話があちこちであると思うんですけれども、今回岩見沢は自治体で全部持ったと。岩見沢というのは行政の42%だったかな、農業地域ってということで、すごく農業に力を入れています。そういう部分もあって、基地局や降水情報装置を市内13か所に設けているっていう話を聞きました。それがあって、きめ細やかに50メートル以内にメッシュをかけて情報を流すということを岩見沢でやっています。ニセコ町はどうしても正直沢とかちょっと影に行くと、ちょっと通信が厳しくて切れてしまう場合もある。そういう通信環境の整備、これJAさんが今やっているんですけれども、もう一つちょっと感じたことは、この通信環境の整備でJAさんに属していない人たちはこれを利用するかしないか、まあJAさんはそんなケチなことは言わないと思うんですけれども、その通信環境がJAに属していないからRTK基地局を使えないという部分がこれから出てくると思うので、そういう関係の整備、これはどうしたらいいかということをやっと思いました。

それから3つ目に、今回は豆の耕作者、また、豆をこれから作られる予定者に限るということで、このパワーアップ事業が動いています。でも、それ以外の仕入れだけやられてる方とか、また酪農の方にも私何回か言われたんですけど、いいねいいねって。酪農関係の方や当てはまらない農業者のサポートをこれからどのようなお考えがあるか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 今まさにスマート農業系の会議を隔週ぐらいで開催させていただいて、参加者の皆さんから雑駁な意見をいろいろお伺いさせていただいてるところです。その中でそういう話題等々も出てきておりますので、農協やメーカーさん含め、ご協力できるところとご協力し合いながら、皆さんにそういう機会をつくっていければなというふうには考えてございます。

続きまして、今回豆に絞らせていただいたのは、1番皆さんが割と多く作付をされていて、使いやすい事業という部分で今回豆に絞らせてやらせていただいたということで、先程も町長お話ししていましたが、当町の営農にある農業の部分の事業について情報収集を行いながら、皆さんと相談しながら実施するかしないかという部分をやりながら進めていければなというふうに考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ご質問にありましたスマート農業、通信環境がこれから重要でありまして、今はGPSでハンドル操作やっていますが、これからは自宅からパソコンで全部の方がやるという時代になると思います。そのときはもう本当に5Gを初め、いろんな通信環境を整備し

なくてはなりませんので、そこは今農林省のいろんな制度ができており、それらとニセコ町全体のことを把握し、国のお金を導入しながら進めていければなというふうに考えております。それとJAに参加してない、いわゆる農協に入っていない方ですね、それはJAと相談をして、できるだけそういった困ることがないように調整をさせていただきたいというふうに思っております。またそういう面でぜひご協力よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬議員。

○3番（高瀬浩樹君） 今町長が言われたとおり、いま北海道大学とNTTが組んでロボットトラクター、ニセコ町にも確か去年かな、2台くらい入っていますが、そのロボットトラクター正直言えばまだまだ正確ではない、確立されてないと。ちゃんと走ってくれないっていうのは、今のところ現実です。町長が言われたように、いずれ5Gが必ず入ってきて、家にいてタブレットやパソコンで全て操作できるようになる。今の4Gでは画像に限界がありますが、今度5Gになると自分で作業機の乗りながら本当に自分で目で見るように作業の見える化が進むということです。今一生懸命それをやっていると思います。そういう部分でもこれから大事だと思います。これから高齢化、また、人手不足が懸念される中、農作業の省力化を行う上で、やはりスマート農業を取り入れ、若い方々にぜひ魅力ある農業政策がこれから必要ではないかと思いますが、町長から一言お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 皆さんのおかげをもちまして、国営農地整備事が今年度順調にこのままいくと基盤整備が55%終わるということで、折り返し点を過ぎたということでありまして、今後その基盤整備を生かすための農業の作業形態をどうしていくかというのが重要な課題だというふうに思います。先程言った5Gを含めた通信環境に関して、農林省に国営事業をやったところについては、重点的にこういう整備をやることによって農業者の労働環境の改善とコストが図れると。結果的には環境負荷がなくなってくるよということを現場からも訴えて、新たな補助制度の確立含めて交渉進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終わります。

#### ◎日程第4 請願第1号から日程第6 発議第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、請願第1号 通学路への信号機設置に関する請願の件から、日程第6、発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の件までを一括議題とします。

請願第1号及び発議第5号に関し、委員長の報告を求めます。

篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） それでは、総務常任委員会報告をいたします。

去る9月7日の本会議において当委員会に付託されました請願第1号 通学路への信号機設置に関する請願の件、及び発議第5号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書案の意見に関し、9月7日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催し、慎重審議いたしましたので結果を報告いたします。

請願第1号 通学路への信号機設置に関する請願の件は、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

次に、発議第5号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書案の件は、願意を妥当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 続いて、発議第6号に関し、委員長の報告を求めます。

木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） それでは、産業建設常任委員会からの報告をさせていただきます。

去る9月7日の本会議において、当委員会に付託されました発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案に関して、同日、全委員出席のもと産業建設常任委員会を開催し、慎重審議しましたので結果を報告いたします。

発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の件は、願意を妥当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

これより請願第1号 通学路への信号機設置に関する請願の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより請願第1号 通学路への信号機設置に関する請願の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより発議第5号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論は終了します。

これより発議第5号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり原案どおり可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり原案のとおり可決すべきものとするに決しました。

これより発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり原案のどおり可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり原案のとおり可決すべきものとするに決しました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、議案第1号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 2つほどお聞きします。配布されている資料の最後の68、69、70に参考資料ということで年次計画ですね、支出する予定、想定してる金額が掲載されております。その中で2つなんですが、1つは69ページの真ん中からちょっと下に、7番目の医療の確保、その中の（3）地域医療対策事業ということで、民間の医療機関、これは恐らくニセコ町でいえばニセコ医院を指していると思いますが、これに年次的に言うとおよそ2,000万ほど毎年想定金額が掲載されています。これについて、以前からニセコ医院に対する助成といいますか、2階部分などの使用についてご説明がございました。そういうこととの関連があるのか、あるいはどんなことを内容に想定して、約2,000万ずつ想定しているのかということをお尋ねします。

それから2点目は次の70ページです。9番の集落の整備。その中の（2）の3、小さく書いてあるんですがN I S E K O生活・モデル地区促進事業ということで、年次的には1億、トータルで13億ですかね。それで毎年数字が入ってます。多いのは1億とか5,500万とか金額が入ってるんですが、これはどういうことで想定した金額になっているのか、その2点についてご質問します。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 私のほうからは、2つ目のN I S E K O生活・モデル事業1,500万円ずつ5年間載せております件をご説明いたします。

先般議員の皆様にご説明したとおり、ここに計算している事業については財政的に調整したものではなく、原課のほうでこの程度ということで記載させていただいているものでございます。この事業の増減はあると思いますが、ここの事業に載せておくと、必要なときに過疎の事業債70%の交付税措置が借り入れるというような仕組みでございます。今回こちらのほうの1,500万を想定したのは、これから街区整備を始めるにあたって、株式会社ニセコまちにいろんな意味で町としても支援が必要になるだろうという想定で、数値的に1,500万、これに補助金でいくとか、委託事業でいくのか、人の派遣でいくのか、いろんな方法があるかと思いますが、そのようなかたちで過疎のソフト事業ということで掲載しているという内容でございます。

もう1点の医療のほうは、担当の保健福祉課長からご説明します。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この過疎計画掲載の趣旨につきましては今説明したとおりで、69ページの7の（3）の具体的な事業等の説明ということで、ここについては、今年度も当初予算で予算計上しております倶知安厚生病院を中心とした医療関係に伴う負担金等の一般財源にあたる部分を計上してございます。なのでニセコ医院の部分については本年度でいうと、CTなどの保守点検の部分が積算の一部になっているというところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、議案第2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第9、議案第3号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論は終了します。

これより、議案第3号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案とおとり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（猪狩一郎君） 日程第10、議案第4号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 今回学習交流センターがいわゆる図書館法の規定に基づいた図書館となるというようなこと、私個人として大変うれしく思っております。その中で何点かお伺いしたいのですが、まず今回、この定例会において提案された経緯について、説明がちょっと足りなかったかなというふうに感じておりますので、その経緯についてお知らせをいただきたいと。7月の中旬から後半にかけて今年度の総務常任委員会の所管事務調査が行われました。本定例会の冒頭で、報告したとおりであります。その際、担当課のほうからはこの公立図書館の図書館法10条の規定に基づいて、運営を目指していくんだという姿勢は一切示されておりませんでしたので、どの段階でこの

ようなことになったのかということ詳しくお伺いしたいと思います。

それから、図書館法による公立図書館となった場合には、ある程度制約が一つ加わってくる場面もあるし、また逆にサービスが広がっていく場面もあるだろうというようなことが想定されます。そのような点で、まず住民サービスの具体的な効果というものが、もう少し具体的に示していただければと思います。単に貸出しの要件が単純に変わることではなくて、公立図書館として運営していくからには、今までのものよりもさらに付加価値の高まる住民サービスが期待されるのではないかなと思うものですから、それをお知らせいただきたい。

もう少しお付き合いいただきますと、一方では、例えば図書館協議会をつくらなくちゃいけないとは書いていませんけれども、求められているものとすれば図書館協議会は法的に求められていると思いますし、また、館長と図書館司書の配置、そういうものも求められていると思います。その辺について指定管理者制度による委託運営を行っているところから具体的にどのような対応をしていくお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） 今の篠原議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

まずあそぶっくの会が6月の下旬だと思いますが、町長、副町長、教育長と懇談をされて、図書館になりたいという要望があったということをごさいますして、その中で検討を進めていきました。7月15日に所管事務調査がありましたが、そのときにはまだこの部分についてはいろいろ事例ですとか検討していた段階で、まだその段階ではどうなるっていう部分がなかったものですから、所管事務調査の中ではご説明はしなかったということをごさいます。

実際に図書館になるということで、住民サービスの部分ということでご質問があったかと思えますけれども、条例に基づいて図書館法に基づく公共の図書館という位置づけがない限りにおいて、著作権の関係でDVDの貸出しだったり、本のコピーサービス、そういう部分が著作権法との関係がありますので、公立の図書館でなければできないという事情をごさいますして、その部分であそぶっくのほうで学習交流センターとしてサービスが提供できないという部分におきまして、住民サービスの向上が図られる、利便性が図られるという観点で図書館としていきたいというお話をごさいます。現在、NPOさんにおきましては図書館司書の資格は既にお持ちであるということでお話は伺ってごさいます。館長につきましては、今後条例改正が整えました段階で館長を任命していただき、運営をしていただきたいというふうに思っております。

また、義務ではないですけれども、図書館協議会の部分につきましても今後検討を進めながら、こちらのほうも設立していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 基本的に役場全体の仕事の中で議会としての窓口と言いますか、対応の方法として総務常任委員会と産業建設常任委員会を設置しているという意味を、もう少し町並びに教育委員会として捉えていただければなというふうに考えます。一つは全体として全員協議会もしくは議員会全体として説明をすればオッケーですよということと、逆に議会の考え方として町長もしくは教育委員会の施策に関する方向性を示していただくというような流れが、どうも私、若干年数

経ちますけれども、その辺はニセコ町とニセコ町議会の中ではちょっと曖昧となっているんじゃないかなというふうに考えております。その点を踏まえて、今後議会の中でも私、議論をしていきますが、説明員の皆さん方もそのような立場でもう一度整理いただければなというふうに思います。

それから、先程住民サービスの向上の中でご回答があったのは、いわゆるそのコピーサービスができるかどうかという、その1点だけという捉え方を私はしたんですが、本当にそれだけを目指して公立図書館として条例改正をして進もうとしているのか。まだ他にいろいろやりたいことがあるんだというものがあれば、ぜひともこの場でお示しをいただきたいというふうに思います。

コピーサービスに関わっては、図書館業務の中のほんの一部のものです。蔵書ですとか図書館が所有しているものに対して来館者へのサービスの一環として行うものですが、その中でいわゆる著作権法に基づき運用しなくちゃいけないというふうに考えるんですが、著作権法の中の規定で果たしてあそぶっく、町民学習交流センターの中で対応ができるのかどうかということをお伺いをしたい。

それから、職員の配置に関わってなんですが、館長はこれから設置を検討するという回答でよかったのかどうか、再度確認をしたい。それから、司書を置くというのは、いわゆる受託先に置くという意味なのか、ニセコ町教育委員会として管理している施設にニセコ町教育委員会の司書を置くということなのか、この点について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） まず先程、住民サービスという部分で本のコピーサービスとDVD等の貸出しを申し上げましたが、それ以外に公立図書館になることによって、上部機関だったり他の図書館との情報交流、今もやってるんですけども、ただ図書館じゃないという部分において扱いが違うといいますか、情報が全て流れてこない部分もあるというふうにお聞きしておりますので、その部分におきましても関係図書館、上部機関との情報交流も盛んになりますし、運営も適切にやられていけるのではないかとこのように考えております。

それから、NPO法人あそぶっくの会に委託をかけているかたちになっており、指定管理者として運営していただいております。その運営の中で業務として館長の任命をしていただくというふうに考えております。町教育委員会としてということではなく、その委託業務の中でというふうに考えております。図書館司書についても同様でございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 最後にもう一度だけ確認させていただきますが、今現在ニセコ町教育委員会の職員の設置に関する職務規則の中では図書館司書の設置という言葉は一切載ってないんですね。それで果たしてそのままでいいのかどうか。私としては図書館司書はやっぱりニセコ町教育委員会がしっかり責任を持って設置をするという意味、公立図書館として設置しようとする場合の最低限のルールといいますか、住民のサービスの原点じゃないかなというふうに思っております。もう一方では、いわゆる今までの委託契約の中で、受託者との契約の中で、いわゆる館長を置く、もしくは図書館司書を置くという規定が恐らくないのではないかとこのように想定はできるんですが、その点を含めての説明は一切ないんですね。ですから、その辺の用意があって進もうとしてますよ

というのであれば分かりますが、なかなかそういうところが見えないもんですし、ましてや何回も重複いたしますけれども、正式に公立の図書館としてニセコ町とニセコ町教育委員会が進もうとしている方向に対して、いわゆる専門職の位置づけというものははっきりと明示すべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

後ほど確認をしますが、あそぶっくの皆さんからの依頼を受けたときには、今回図書館になることによって、先程芳賀課長のほうから説明した住民サービスの向上を図られると。それと旧来あった司書の設置義務は今ないということで、司書については実際私どもで何人かおられるので、そういった面はうまく運営できるというような説明を受けたところでもあります。その辺の法律関係、ちょっともう1回確認させていただきたいと思います。それと館長設置については今後どうするかたちで現場で動いているか確認をし、早急にご報告させていただければありがたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） ただいま町長のほうから法律上の義務はありませんよということでありましたが、確かに法改正が行われて、いわゆるそれぞれの自治体のほうの考え方を尊重するっていうような建前、地方自治の建前からそれは必須要件から外されたのは事実であります。その事実を踏まえてもなおニセコ町としてニセコ町教育委員会として専門職をそこに置くという意思がないのかということの質問なわけです。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） ただいまの篠原議員のご質問お答えしたいと思います。

今回の条例改正で図書館にするという中で、あそぶっくからもいろいろございました。教育委員会としては専門職という考え、配置等については具体的にはその時点では明確にはしておりませんでした。ただ、制度的になかったとしても、この前委員会のほうではその辺りも含めて検討した中で、実際に委託したその中でやっていただくか、委員会としてそういう職員の配置をするかということにつきましては、今後検討させていただきたいと思います。議員ご指摘のように、その中でもできることにはなっているけれども、教育委員会としての考えはどうかということですので、その辺りについては十分あそぶっくとも協議した上で、委員会としての主体性も持って最終的に決めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 回答は後程ということでよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

斉藤議員。

○5 番（斉藤うめ子君） ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に賛成します。

日本の図書館法によると、「図書館とは図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」とあります。これまでニセコ町学習交流センターは図書館ではないため、こうした機能が十分に果たせず大変不便を感じてきました。例えば、図書館にある文献が図書館ではないためにコピーすることさえできなかったのが、この条例改正によりできるようになります。映像資料などの貸出しができるようになります。ニセコ町学習交流センターが図書館になることは、ニセコ町のみならず後志管内の町村への波及効果や、さらに北海道立図書館にとっても大きな前進となります。図書館法に基づいた図書館を置くことにより、生涯教育の場を提供する使命を持つこととなります。そして、ここで改めて図書館とは何かを考えたとき、これまで図書館とは無料で本を借りたり読んだりするところ、多くの新聞・雑誌を読めるところ、あるいは生徒の自習室といったイメージがありました。

しかし、私は2年前にニューヨーク公共図書館の映画を見て、これ本になってます、これご覧になったら本当に図書館とは何かっていうことで革命的というか、すごい衝撃を受けましたけれども、この映画を見てこれが本当に図書館なのかと、目からうろこが落ちる思いがしました。公共図書館の無限の可能性の大きさを改めて目にして大変驚きました。

ニセコ町立図書館が生涯学習の場として、情報社会における町民の情報拠点として、また様々な団体とのネットワークづくりの施設として、ニセコ町の文化の高さを象徴するような図書館になることを願って賛成討論といたします。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案とおり可決されました。



◎日程第11 議案第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、議案第5号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

小松議員。

○7番（小松弘幸君） 16ページ、14節工事請負費、役場庁舎防災センター工事ですが、庁舎内のトイレや授乳室への案内看板で66万円。駐車場に車止めを設置することで299万2,000円となっております。車止めの関係ですが、特に高齢者においてはアクセルとブレーキの踏み違いの事案が多く発生している中で、庁舎側には植栽柵があって、その前が通路として人が行き来するようになっております。なのになぜ当初予算で車止めを設置しなかったのか。

また、サインの関係ですが、サインの見直しあるいは設けるようになった経緯についてお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 小松議員のご質問にお答えしたいと思います。

車止めの関係については設計上そこまで見込んでいなかったというのは事実のところでございます。電柱も実は今回ずらしたのもありまして、テレビの悲惨な事故、特に高齢者がブレーキとアクセルを間違えてしまったということもあったもんですから、その辺の部分をいろいろ、実際にできてから検証した結果、このままいけば窓にぶつかってしまうだろうということの危険性を感じたので、我々としては今回しっかりと設置したいというふうに考えてございます。

それとサインについての経緯ですけれども、実際に新庁舎がオープンしてから来訪者、町民の方も来られて、ちょっときよろきよろすることが結構ありました。案内看板もそれなりにしっかり見たつもりなんですけれども、きよろきよろしてどこに行ったらいいのかっていうのもあったもんですから。正面西側のほう、最初の風除室1から入っていただいたら、こういう台で移動式の総合案内版を置いて、そこで行く場所をしっかりと見てもらうということを今回設定しました。あとトイレについては、トイレはどこだっていうのがまだ物足りない部分があったので、それを補足するためのサインを見えています。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） それに関連するんですけど、ちょっと気掛かりになっているものがあるんです。それはですね、庁舎に向かって右側が車の進入ができないように縁石を設けてあるんですけども、車の進入は妨げることはできるんですけども、冬期間を考えると当然除雪の支障になるんじゃないかっていうふうに思ってるんですよ。そういったことで、冬季のことを考えて縁石を見直しなきゃいけないのかなっていう思いがあるんですけど、その辺どうかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 歩道の部分の縁石ですよ、あれも北海道のバリアフリーの事例にのっかって縁石を設定させていただいたんですが、将来的にはちょっと何年になるかわかりませんが、役場前通りを改修する考えを持っておりますので、そのときにはしっかりと縁石につい

ではどのような仕組みにするかを検討していきたいと思っております。今はあのようなかたちで、北海道に倣ってバリアフリーの仕組みになっているということも承知していただければなというふうに思っています。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 24ページ、6項2目14節工事請負費、有島のめん羊舎修繕工事について伺います。この修繕は全面的に行うのかどうか。それと修繕した後の使い道、もう多分何十年も使われてこなかったという経緯がありますので、ここでお金をかけて修繕して、この後どのようにして使うのかも含めてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） 有島めん羊舎ですけれども、今年の雪によりまして屋根の部分が皆さんご覧になっているかと思えますけれども、壊れてるような状況になってます。基本的に壊れたところの補修というところで、ただ構造上一本木といいますか、かなり長いものがついてまして、トタンなんか全部1枚張りみたいな感じになってるんですよ。ですから、その壊れた部分だけ直すっていうところでも、この補正予算のような高額な額になってしまっているというところなんです。財源の手当てがなく、今浜本議員が言われたように、現状使われていない施設なものですから、一般財源ということにはなかなかならないと。今回の雪害の認定を受けたということで、補正予算を出させていただいたということでご理解いただきたいと思います。利用につきましては、現在民間の方ですとか利用のお話は何件かいただけてたりするんですけども、現状壊れてるという状況がございましたので、それを直してまでっていうところではなく、普通の状態では借りれないだろうかという話は何件かいただけています。ただ、それは話を聞いただけで終わっています。あと、例えば町の関係で、風通しのいい施設になってるものですから、一時材木の置場ということで話があったりもしています。あと有島記念館といたしましては、郷土資料の展示の施設として今後考えていきたいなというところがありまして、全体的な記念館の中で位置づけされていく施設というふうに考えていますので、そこら辺十分に検討しながら今後進めていきたいなというふうに考えております。あと、例えば郷土資料にするためには文化庁の補助金等も使いながら多少直していくっていうのも、今後、次年度以降になりますけれども考えていきたいなというふうに考えてます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） このめん羊舎についてはかなり前から何かに使えないかということできて、何十年まではいかないけど随分年月が経っていると思います。今ここでお金をかけて新しくして、これがまたこれ特殊なあれですよ、住宅等であればいろいろ使い道があるんですけど、これはめん羊舎としてつくっている物で、例えば牛が飼えるとかそんなふうにはならないはずなんです。だから将来どうなるかわからないものに金をかけて、結局それが使えないからまた壊すと。そこにまたお金がかかるというようなことでは、非常に先を見た考えというふうにはならないと思う。ですからその辺も踏まえて、見る限りこれ相当梁がいつてるということは、そこを直しても次の梁もいく可能性があると思います。全部変えるなら別ですよ。壊れた部分だけを直しても、古い部分がま

ただめになるかもしれない。私も議員になる前にも何回か言ってますけど、構造的にも非常に屋根が広く勾配が緩い、近藤のコミュニティーセンターの件も言いましたけど、造りがこれ南北ですよ、ちょうど東側に雪が溜まる造りなんです。これをまたつくっても非常にメンテ、毎回言いますけど、メンテにお金がかかる。だからそこに今これだけお金をかけてやる必要があるのか、もう 1 回考えて結論を出していただきたいと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のとおり、やはり雪害の改修については、私も来てこれまでの状況がそんなにわかりませんでしたけれども、やはり直してすぐまただめになるっていうのではやっぱり困るぞということで、実際にいろいろと経緯、それから有島公園、有島記念館全体構想も既に数年前につくっていますが、それが十分まだいってないのもう 1 回見直すと。そういう中で、実はめん羊牧舎の先端に塔があって、有島記念館のほうにも塔がありますし、ニセコ高校も実は塔があるということで、非常にそういう建物としての希少価値はあるんだということと、それから民間の方であれが利用できるのであればという声もあったということもございます。ですから、課長のほうからも答弁しましたけれども、いま郷土資料の収集を図っているところで、農耕器具ですとかそういった外に展示できるようなものを、修繕した後に展示できるスペースを、いろいろな国の補助金などを利用して展示するスペースをつくっていきたいという見通しのもとで、今回雪害対策の経費も出るということで、壊すについても 300 万そこらのお金がかかるということですので、将来的なことを見通して今回については保険の対象にもなったということで、積極的に利用していく方向で修繕をしていきたいということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6 番（浜本和彦君） 私に言わせると非常に甘い考えかなと。ここ何年もこういう状態で置いてきて、保険が出るから壊れたものを直すと。今後本当に見通しがあるんならいいですけど、見通しのないものにお金をかけるっていうのは、僕は非常に賛成できる話じゃないと思ってます。だから、最終的に直すなら直すでもいいですけども、もう少し先を考えてやっていただきたいと思います。今日はそこまでにいたします。先を考えてお願いします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

木下議員。

○2 番（木下裕三君） 同じく今の 24 ページのめん羊舎に関して質問したいと思います。雪害ということが認定されて修理というふうにいまお話もありましたが、あそこがあのような状態になったのは今年の 2 月、近隣の人たちに屋根が壊れてるよって言われて、僕も見に行つてあのような状態を見ました。その当時、担当課長のほうからは直す予定ですよという話を伺っていたんですが、雪があるときはしょうがないんですけども、被害の認定というのが今になってされて、この 9 月での修繕というのはちょっと遅いんじゃないかなと。何でこんなに長くなっちゃったのかなっていうのが純粹な気持ちです。その点についてまず一つ伺いたいということ。

それともう一つは、今立入り禁止ということで紐を張っていますが、有島記念公園としてあのよ

うなみすぼらしい紐でいいのかどうか。あそこを通るたびに非常に悲しい気持ちになります。立入禁止がひよろひよろとした紐でぐるっと回しただけで、景観のけの字もないような状態になっております。その点についてどのような考えか伺いたい。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

めん羊舎、春先に雪害により破損したわけですがけれども、先程来ご説明させていただいているとおり、現状は使われていない施設なものですから、なかなか直すというところに至りませんでした。雪害の申請をあげていて、今回認定を受けたということで、今議会に提案させていただいているところでございます。使われていない施設ということで、みすぼらしく見えたのは申し訳ないとは思いますが、現状立入り禁止ということでさせていただいているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 僕の質問とちょっと違うかと思うんですけれども、もう1回お答えください。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） ロープについては至急検討させていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 認定が遅れてこの時点になった理由について正確なご回答をお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） 申請をして保険の担当部署のほうとやりとりなどした中で、6月定例会に間に合わなかったため、今議会に提案させていただいているということです。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） いつごろ申請されたのかだけお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時38分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） 教育委員会内部で現状使われてないということでどうしようかっていう部分、それから見積り書を事業者に提出していただいたりいろいろ検討し、資料作成しまして5月20日に教育委員会と町長部局、財政サイドと協議をしたところでございます。高額になるっていう部分、それから先程ちょっとお話ししましたように解体した場合は300万ほどかかるというような見積りも出てきましたので、まず雪害のほうで財源手当をしていこうということで、5月20日付けで申請をしてございます。雪害申請をした中で、その後もやりとり、図面の追加ですとかいろいろありましたけれども、最終的に7月28日に全額認定ということでいただいております、今回

補正あげているということでございます。7月28日付けということで、町で受領したのは8月3日でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 補正予算書16ページの総務費、2款1項1目18節、負担金補助及び交付金500万円。地域活性化起業人事業負担金500万とあるんですけども、先程から一般質問もありましたようにこの活用の仕方については8月31日の全員協議会で説明をいただいています。この説明書の5ページのところの図を見てますと、私は非常にこういう複雑な組合せというのがどうも理解しがたいというか、もともとふるさと納税の原点に戻って、ふるさと納税というのは応援したい自治体を応援するというのが原点ですから大変いいと思うんですけども、こういうかたちで国からの地域活性化起業人事業の活用を組合せて、非常に複雑なやり方をしているように見えます。何か純粋なふるさと納税から何かこう外れるような感じがします。もっとうすっきりと提供してもらったふるさと納税を、もっとうすっきりそれはそれとして利用して、この組合せの複雑さが私は非常に理解しがたい。何かもっと、何となく複雑で姑息な手段な感じがして仕方がないんですけども、いろいろと問題に引っかかることがないのかもしれないかもしれませんが、これはこういうかたちで人件費、人材に来てもらって、さっきもいろんなお話しましたが、もうちょっとこれは分けて人材、地域活性化起業人事業の活用ということで人材を受け入れるのはいいんですけども、これはもっときちんと分割してやるべきではないのかなというふうに私は思います。何かすっきりしないものがあります。ですから、この予算については私は賛成できないと思っています。こういうふうな利用の仕方について、どうも理解しがたいところがあるので賛成しかねます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員、質問ですか。

○5番（齊藤うめ子君） はい、質問です。説明して下さい。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 齊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

私の説明不足で誤解をちょっと招いてるようではございますけれども、基本的に今回の事業は企業版ふるさと納税の人材派遣型では行わないということでございまして、最終的にはふるさと納税は人材派遣型を使わないで、基本的には地域活性化企業に事業の一本で行うというものでございまして、ふるさと納税はあくまでもこのご縁で納税をしていただくということで合意したというところがございます。基本的には制度を複合型にしているわけではないんです。基本的にはこの株式会社CHINTAIとの間で、地域活性化企業に事業を活用して人材を派遣していただくということでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長(猪狩一郎君) 日程第12、議案第6号 令和3年度ニセコ町簡易水道特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長(猪狩一郎君) 日程第13、議案第7号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論は終了します。

これより、議案第7号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。  
お諮りします。本案は、原案とおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号から日程第15 議案第9号

○議長(猪狩一郎君) 日程第14、議案第8号 ニセコ町教育委員会の任命についての件から、日程第15、議案第9号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それではまず、日程第14、議案第8号 ニセコ町教育委員会委員の任命について説明をいたします。

追加の議案2ページをご覧いただきたいと思います。議案第8号 ニセコ町教育委員会委員の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、虻田郡ニセコ町[REDACTED]。氏名、巻礼子、[REDACTED]生まれ。

令和3年9月14日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴いまして、教育委員会委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということとなっております。

現在、教育委員会委員を務めておられます巻玲子さんにつきましては、前任の委員が任期途中で

退任されたことから、その残任期間を勤めていただくため、今年の4月に開催しました第3回臨時議会において同意をいただいたものでございます。この残任期間が今年9月30日をもって満了となるということから、引き続き巻さんを教育委員会委員に任命することについて議会の同意を求めるといったものでございます。

巻さんにつきましては人格が高潔で見識が高く、長く小学校長の職、あるいは教育アドバイザー、また後志小・中学校長会会長を歴任しつつ、本町を含めた近隣の実情にも精通しており、教育委員会の使命を果たす責務の認識を強く持っておられるということから適任と考えておるところでございます。巻さんの略歴などにつきましては、議案の3ページから5ページにかけて掲載をしてございます。

また、巻さんの任期につきましては、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間ということで予定をしているところでございます。

なお、このたびの議案につきましては、本来であれば今般の議会初日に上程するというべきところでしたが、追加議案となりましたことを深くお詫びを申し上げます。大変失礼をいたしました。

議案第8号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第10号、議案第9号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

A4 横長の議案第9号、こちらをお開きください。議案第9号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,644万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月14日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳入を載せてございます。

5ページが歳出でございます。下の合計欄でございますが、今回の補正額3,000万円の増額、こちらの財源につきましては全て寄附ということであり、その他財源としております。

説明の都合上、歳出の7ページをご覧いただきたいと思っております。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節の羊蹄山麓健康づくり協議会負担金3,000万円は、新型コロナウイルスワクチン接種において羊蹄山麓7町村が連携して取り組んでいるところでございますが、さらに地域医療機関とも連携し地域へのヘルスケアの充実を図る事業、これはワクチン接種情報の記録・共有・アプリ提供などがございますが、ヘルスケアの充実を図る事業に取り組む予定となっております。



この事業の実施にあたり、企業様より、これはシミックソリューションズ株式会社でございますが、企業様より企業版ふるさと納税、地方創生応援税制の申出をいただいたことから、関連費用を補正計上するというものでございます。なお、本事業は羊蹄山麓健康づくり協議会、構成町村は羊蹄山麓7町村、蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、ニセコ町でございます。事務局は蘭越町、会長は蘭越町長、それから副会長は倶知安町長ということで予定をしているところでございます。こちらに担っていただき、広域的なヘルスケア事業の健全な発展による羊蹄山麓町村間の連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。7町村連携による事業ということで、ニセコ町においては協議会構成員としての役割のほか、このたびは地方創生応援税制を活用し、当該寄附受付の窓口となり、また、負担金として協議会に支出する事業財源を予算化し支出をするという事務を担うというものでございます。この3,000万円の内訳概要でございますが、ワクチン接種管理システム導入に係るハード、それからソフトの導入経費、システムを提供する民間等企業の管理費、いわゆる人件費でございます。それから、システムを導入する医療機関への協力費、その他消耗品などということで3,000万円を構成しているというところでございます。

続きまして、歳入について6ページをお開きください。18款1項2目指定寄附金、2節企業版ふるさとづくり寄附金の3,000万円。こちらの予算計上は新型コロナウイルスワクチン接種において、ただいま説明をいたしました羊蹄山麓7町村が連携して取り組んでいるというところでございますが、さらに地域医療機関との連携を進め、地域のヘルスケアの充実を図る事業に取り組む予定となっております。この事業を実施するにあたり、企業様から企業版ふるさと納税の申出をいただいたということから、歳出での関連事業の提案をあわせて補正計上するというところでございます。

なお、本補正予算に係る各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳につきましては、別冊の補正予算資料No.2に掲載してございますので、後程ご覧いただければと思います。

提出議案の説明は以上でございます。第8号、第9号を合わせてということでございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第8号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

議案第8号 ニセコ町教育委員会の任命についての件を採決します。

お謀りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案とおり可決しました。

これより議案第9号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番(篠原正男君) 昨日の説明会、ちょっと所用がございまして欠席いたしましたので、説明とダブる点があったらお許しいただきたいというふうに思います。

まず1点目ですが、今回の羊蹄山麓7カ町村での協議会をつくってということでございますけれども、その協議会で行うワクチン管理システムといいますか、この事業の展開がどのように広まってというか、膨らんでいくのか、それとはまた全く別に今回のコロナと幼児のワクチン接種のみにとどまるものという限定のものなのか、基本的な押さえとしてまずお伺いしたいと思います。

それから、先程の説明の中で今回提案された予算の中の使途として大まかに説明があったわけですが、その中で地域医療関係機関にお支払いするものが含まれますよという説明があったかと思われませんが、地域医療関係機関への手数料なのか何なのか、またその額はいくらぐらいを想定しているのかお伺いをしたいと思います。

それと最後に、羊蹄山麓7カ町村で共同して運用するという事ですから、例えば接種の状況が分かる情報など、個人情報に関する情報が7カ町村で共有されるものなのか、それともそれぞれ構成する町村のみに限定されて取り扱われるものなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 桜井課長。

○保健福祉課長(桜井幸則君) いくつかありましたので、一つずつ答えていきたいなと思っております。

まず、今回のこの事業につきましては、おおもとは今年の2月にシミックホールディングスさんが後志管内7町村とヘルスケアに関する包括連携協定を結んだところからスタートしておりまして、今回新型コロナワクチンの接種についてもいろいろなご助言・ご指導をいただいているところでございまして、それが一通りある程度の接種が進んだ段階で次のステップへ進むと、いわゆる地域ヘルスケア本来の取組をしていきたいというようなご提案がシミックさんのほうからあったように聞いているところでございます。なので新型コロナに特化した取組ということではなく、そもそも地域でこのヘルスケアに関する取組を進めることの重要性、必要性、広域性を鑑みて、どのような取組ができるかというところを具体的な事業提案いただいたところかなというふうに捉えているところでございます。その一つとして、このワクチン接種ケアというアプリシステムを通して、健康管理を行っていく。具体的にはちょっと私のほうもまだ説明できないところあるんですけども、昨日の説明の中では個人が自分の打ったワクチンが何を打たれたのか、いつ打たれたのか、どのよ

うなものなのか、それを個人で分かる、確定できると。あるいはその事故があった場合には、例えば先だっの報道のようにワクチンに異物が混入してるといったような情報なども適宜共有できるということで、この部分につきましては今までなかなか個人としての情報を得られなかった部分についても、それぞれが管理できるというところの利点があるのかなと。また、町につきましても今までそれぞれの町で健康管理システムというシステムを導入してございます。これも昨日ちょっと説明させていただいたんですけども、それぞれ病院で接種したものについては、紙ベースで手入力それぞれの町の健康管理システムに入力していたというような経過もありまして、これを例えばこのワクチンケアシステムを導入することによって、病院は打ったワクチンの情報をクラウドに入れる。町としてはそのクラウドから一定のデータを取り込むことによって、今まで手入力していた部分の管理が即座にできるというようなメリットがあるというところがあるかなと考えられるかと思えます。それと今回につきましては、まず子どものワクチン接種の部分から始めていってはいかがでしょうかというところですので、将来的にはこの協議会の趣旨に基づきまして、山麓地域全体でのヘルスケアの向上に資するものになるのかなというところでございます。

それと個人情報につきましては、これも昨日説明させていただいたんですけども、クラウドに置く情報は1番という人が何のワクチンをいつどこでどれだけ量を打ったというような情報があるようです。それをそれぞれの町の健康管理システムに取り込むことによって、そこで初めて紐付けがされて個人情報と一体化されるということで、そのクラウド上いわゆるこのシステムだけの個人情報の特定で、個人情報のシステムはそもそもないんだというところになるかと思えます。

それと診療所に支払うということで、私がこの協議会の一員として聞いているところでは、実際にはタブレットの機械をそれぞれの病院に入れるということなんですけれども、そのタブレットを入れた医療機関については医療機関実証協力費ということで、今年度一定の額をお支払いするということで、ちょっといくらかかっていうのは、改めて協議会の中での協議なのかなというところでございます。

すみません。私がいま捉えているのはこれぐらいです。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 何点か伺いたしますが、まず地域ヘルスケアの定義を教えてください。

それと今般の事業に対して3,000万円の事業費が計上されるということの理解なんですけど、今後この事業が継続していくことによって、どの程度の負担額が生じるのか。

また、先程の説明の中ではとどまることなく地域全体のヘルスケアに向けての取組が進められるだろうと将来予測もなされました。その将来予測の中で大きくどの程度の膨らみまで想定しているのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まず地域ヘルスケアの定義でございますけれども、地域はこの山麓を想定してございます。ヘルスケアいわゆる健康管理ですね、共同での健康管理っていうのがな

かなか今まではされていなかった。何を言ってるかという、例えばニセコの町民はニセコ医院でだけ接種を受けていれば、それは町内で健康管理が完結できると。ただ、ニセコの子どもが倶知安厚生病院でワクチンとか接種した場合、特定の子どもであればある程度の情報は管理できますが、そうでない子どもについては結局将来的な使い勝手として、大人も含めてこの人が今までどんなワクチンを受けたんだろうっていう情報は実は連携されていないところでございます。なので、まずはこの山麓を一つの地域として、連携した健康管理ができるものなのかなと。また、そこを目指していくことが理想的なカタチであるのかなというところが一つございます。

それと、今回の3,000万円についてはご提示いただいた見積り金額が3,000万ということのようで、ちょっと詳細の内訳までは今私の手元にはないもので、これは協議会を通しての回答になるのかなというところです。この3,000万円はあくまでも今年度限りで継続しません。このふるさと納税寄附金というものは今年度に限ったものではないかなというふうに想定しております。

それと今後のランニングコストについてもご質問あったかと思うんですけども、これについてはシミックさんいわく、ないと言っております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ちょっとつけ足しです。

今後の負担はないということで今担当課長のほうからお話ありました。基本的にはそのとおりということなんです、来年度に限っては6万円程度は何かしら様々な内容としてかかる可能性があるということは聞いておりますが、基本的には負担はないものというような状況でございます。以上です。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 私がこの協議会を代表して喋るのもあれなんですけれども、一会員といたしましてはこの協議会の設置目的の中にあります羊蹄山麓地域におけるヘルスケア事業、ヘルスケアを目的とする健全な発展、これらの推進を図るための連携をする協議会とするとなっておりますので、例えばその中で行われる今回のこのシステムを導入するというのもそうですし、あるいはこのヘルスケアに関する調査、研究、支援、並びに連絡調整も含まれるんですけども、これらなんかも総体的に進められる合議体になればいいのかなというところでございます。その将来像は膨らむばかりで、今何ともまだ説明がつかないところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 私のほうから補足させていただきます。

シミックさんと蘭越さんは別に連携協定、まちづくりに関してだったり薬草に関して結んでおりますので、蘭越のほうでいろんな交渉をしていただいておりますけれども、現在の日本の中でこのヘルスケアの協議会って実はたくさんありまして、例えば新潟県見附市なんかを中心としたヘルスケアにつきましては、こういったワクチンの状況把握や、もちろん子どもたちのこういう状況、薬の状況、それからニセコ町は例えば癌が多く、その原因は何かとか高血圧は何かとかっていう分析や、食べるものに関して何を多く食べているか、漬物をいっぱい食べているとか、そういう分析までして健康づくりを進めている町があります。最終的なヘルスケアの目標としては、そういった住民の皆さんの命と暮らしを守るような健康づくりのデータをきちっと町が管理して、保健指導して

いくということが将来の在り方ではないかというふうに考えております。取りあえず私どもは、今幼児からお子さんのワクチン接種をいまやっておりますので、これを地域のワクチン接種をする医療機関でそのデータを入力していただくことによって、ワクチンアプリを取りあえず動かしていきたい。今日本中でワクチンの事故って7,000件あるというふうに言われておりまして、このワクチンを打ったらこの時期にこのワクチンを打ちちゃいけないとか、それは全部アプリ上でチェックができるということで、ワクチン接種の間違いをまずなくすることができる。それと、このときに打ったワクチンが3年後、実はこれによって様々な副作用が起きているっていうときに、ワクチンのロットナンバーも全部入りますので、そのことによって将来的な医療事故だったり検証なりができるというようなシステムであります。取りあえず入ったところからは子どもたちのワクチン、各学校でやったり、赤ちゃんが生まれたら1歳3歳とかなりのワクチンを打っていきますので、その情報を全部入れていくと。それで、親が基本的に自分の子どもにいつどんなワクチンを打ったかが、先生方もすぐ見れるようなことの連携協定から進めていきたいということになっておりまして、将来的には桜井課長からあったとおり、各町村のデータと結びつけて、各町村の役場の中での健康管理の充実を図っていければいいかなというふうに思っています。我々としてはこのワクチンケアを進めた後、既存でありますお薬手帳のデータ化をしていきたいということで、お薬手帳はもともとありますので、薬の飲み合わせによって健康を悪くするというのも相当数が実際にあるということで、この薬を出されたらこちらの病院でこれを出しちゃいけないとか、それが薬局のほうで全部分かるということが、お薬手帳のこのデータ化をすることによってメリットがありますので、将来的にはこういったことも付加しながら、羊蹄山麓全体の健康管理が進めばいいというふうに考えております。以上よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 最後に確認を含めてお伺いをいたします。まず羊蹄山麓7カ町村の限定されたエリアの中における、いわゆるワクチン接種等も情報管理だという前提で物事考えているわけですね。というのは、今の世の中、羊蹄山麓7カ町村の中で全て完結するっていうことはなかなか難しい部分があると。一つにはやっぱり高度医療等を求めたり、もしくは住民等の移動によって他の町村から入ってきたり、もしくはこちらから都市部に行ってそういうような状況があったりというような人の流れに対して、いわゆる限定された範囲の中での対応ということの、限定ということの理解でよろしいかどうかまず伺いたいというのと、もう1点は大変すばらしい効用といたしますが、健康づくりに資する資料になりうるし、また、命を守ることにともなりうるという説明がありましたけれども、一方では個人情報としての取扱いの参加の有無、私はどうしてもそれを使ってほしくない。いわゆる強制的に情報を持って使われるのは、いやだと言う個人も中にはいるかもしれません。今回その辺はどのように対応されようとしているのか伺いたいと思います。私は今回のシステム導入にあたって、いわゆる強制をし得るものではないんだろうというような解釈でいるんですが、その点を含めてご説明いただければ幸いです。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 羊蹄山麓だけでは人としての管理にはならないだろうということ

かと思うんですけれども、おっしゃるとおりだと思います。ただ今回このような取組を行うことによって、まず健康管理についての意識の高揚を図るという点では十分効果が期待できるのではないかなと。また、このシステムを既に東京の一部の地域で導入しているところから、効果があるというような報告も一部受けておりますので、そこはまず取り組んでいく初めの一步を踏み出したいというような要望を酌んでいただければなというふうに思っております。個人情報という点につきましては、さっきも言ったとおりこのワクチンケアのシステム自体に個人情報というのは存在しないかたちになりますので、もちろん自分のスマートフォンにこのアプリを入れて管理したくないということであれば、それは全く入れる必要はないかなと思います。ただ、病院に行って例えば定期接種を受ける、これは任意ではございませんので、接種を受けるにあたっては当然そこで個人情報が発生しますので、それは従来と同じ紙での管理になるのかなというところでございます。管理をしないということではなくて、必要に応じてそういった取扱いもできるのかなというふうなことで想定しております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ちょっと補足させていただきます。今回事前にやっているのは川崎市の一部の区と慶應大学が連携して既に実施をしております。その成果があるということで、今回羊蹄山麓が多分このシミックさんのシステムを使ってやるのは初めてではないかというふうに思います。我々としてはこういうモデルが動くことによって、これを全道・全国に広げていきたいというような基本的な考え方でおります。そういった面では現在 harmo というお薬手帳があるんですが、これ溪仁会で既に入っております、実は去年まではそれを羊蹄山麓で全部やれないかと。ついては厚生連だとかいろんなところに働きかけて、北海道全体でそういうことをやるとお薬の二重的な、何て言いますかね、同じような薬がいっぱい出るとか、そういうことは防げるということで検討しておりましたが、その中で急に今回ワクチンの問題がクローズアップされてきたということで、今このワクチンをまず最初にやったほうが、現在子どもたちも 12 歳以上からこういうワクチン接種をすとかいろんなことが出てきましたので、こちらを先に優先して取り組むということで現在動いているという状況であります。篠原議員おっしゃるとおり、地域限定だけだったら効果というのは半減するというふうに思いますので、そこはできるだけ幅広く、将来的に広げていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

榊原議員。

○4 番（榊原龍弥君） 昨日のご説明も含めて、やられようとしていることはよく理解できます。まずお金の問題なんですけど、まず 3,000 万円寄附いただいて、寄附いただいた企業に 3,000 万を費用として支払うことが法的に OK なのか、もちろん OK だという確認をとられていると思いますけれども。

それから、ニセコ町が寄附をいただいて、協議会に対して使うというんですけれども、そうするとニセコ町の保健衛生総務費として支出になるわけですね。その辺は他の自治体は収支はなしということになるのかどうか。まずその辺の考え方というか実質的な仕組みみたいなものをまずお聞か

せいただきたいのと、それから寄附をいただいてそのまま支出ということではあるんですけども、3,000万という内容について先程も篠原議員のほうからもありましたが、その3,000万が一体どういう明細になるのかというのが、先程の桜井課長のご説明だと協議会とニセコ町との間でうまく疎通がとれてないのかなというか、我々はその予算、少なくともニセコ町の予算として3,000万支出するのであれば、その内容についてもう少し知りたいというふうに思っています。この辺についてご説明をお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 私のほうから1点目と2点目についてお答えしたいと思います。3,000万円にいただいて3,000万円の支払いということで、今回の地方創生の応援税制、企業ふるさと納税の関係ですけれども、こちらで決められている規定は事業費の範囲内で寄附を受けるというのが一つの既定ルールになっています。それから、3,000万円の事業を行う場合は3,000万円以内の寄附に限って受理して、企業さんは税金の免除が受けられるというようなルールになっています。

それからもう1点、7町村での協議会ということで、うちが窓口となって受け入れるということでございます。質問にはございませんでしたが、蘭越町において今回事務局なり会長をお務めしていただくということでございますけれども、実は蘭越町で地域再生計画を内閣府の認定を受けていない、全国では7割の自治体が受けているんですけども、残念ながらその3割のほうに入っているということで、企業の今回の寄附の申出時期と蘭越町で急いでやっているんですけど、3回の内閣府の認定会議なものですからスケジュールが間に合わないということで、ニセコ町は昨年来から認定を受けておりましたので、今回受け取って協議会への負担金として支払うというような仕組みにしております。他の6町村等、基本的には議会にかかるような収支の予算はないのかなというふうに、ここちょっと私協議会のほうは詳しくわからないので、昨日はそのように聞いている感じでした。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 3,000万の内訳についての説明をさせていただきたいと思います。協議会のほうでは収入として負担金3,000万、雑入として1万円ということで、3,000万と1万円の事業費を見込んでいるところでございます。この支出のほうにつきましては、会議費が1万円ということでこれが負担金以外のもの。実際にこの3,000万の内訳に係る部分としては、事業費が2,998万500円。この内容につきましては、先程副町長のほうが冒頭申し上げましたハードソフトの導入費から管理費、それから医療器械への協力費が入るということです。それと項目で言うと、事務費が1万4,500円、消耗品、ファイルだとか紙、あるいは振込手数料等になるということです。雑費で5,000円。今のこの事業費、事務費、雑費を足すと3,000万というような内訳が協議会での予算案と、現在の案というところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町が窓口になって受けてくれということになった経緯をご説明申し上げたいと思います。羊蹄山麓町村長会議の中で、これについては進めていこうということになり

ました。その中で各町村に受皿があるかっていうことになりまして、先程言ったとおり蘭越町にはなくて、他の町村自体もこういうことをやった経験がないので、ニセコ町で何とか窓口になってくれないかということの話がありました。それで大きなお金でありますので、お金を透明化する意味でもうちで受けて、そのお金を会長である蘭越町に渡すということで、お金の透明性を図るためにもニセコ町で受けるということはいいいことじゃないかということで、各町村長からの合意といえますか、そういうことでニセコ町が受けるということになったものであります。あと先程予算の概要についてとありましたが、医療機関への応援をどのくらいにするかというのは、多分その協議会の中で具体的に決まっていくと思います。予算会議の総会自体はこれからでありますので、今は枠の受皿をいただいて、それで具体的な作業に入っていくという状況でありますので、またその総会の結果が出れば、またそれらを議会のほうにご報告させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 私のほうの理解不足もあつたんですけれども、あくまで負担金として3,000万円ということですね。すいません、ちょっと話戻りますけれども、高瀬課長からのお話の中で、3,000万の寄附金をいただいて3,000万以内の事業であればいいと。金額はあれはいただいたんですけれども、それが同一企業であってもこれは全く問題ないという捉え方でいいという理解をしていいということですよ。その部分はそのように理解します。

それから、協議会への負担金が適切かどうかというのは、逆に言えばその協議会でなされた決議に対して、あらかじめ我々ニセコ町議会が信任というか承認するというようなかたちになっちゃうような気がするんですけれども、例えばこれがニセコ町が窓口じゃなくて蘭越町が集めて蘭越町が使ったとすれば、我々関係ないわけですよ。蘭越町議会でこれと同じようなことをやるのかなというような感じになるんですけれど。そうすると、この協議会への信任をするにあたって、我々にわかenに信じていいのかなっていう素直な疑問なんですけれども、その辺ってどういうふうに考えればいいのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 協議会自体は各構成町村による協議会ですので、基本的には議会が直接関与するってことはないというふうに思います。それぞれ独立して検討を進めるということでありまして、何かこういうことやるけどと各町村の議会にお諮りをしてということは、協議会としては考えていないというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 理解できるんですけれども、そうすると今この予算を承認するかどうかにあたって、我々何を見たらいいのかなっていうのが、僕だけかもしれないんですけどもわかりません。ですからここで今議決したら、他の議員の方は分かるかもしれないですけど、僕は3,000万という金額を見ればいいのか、その協議会を見ればいいのか、やろうとしている内容を見ればいいのかっていうので、イエスノーの判断がつけられる要素がないように感じるんですけれども。どうしたらいいんですかね。



○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在やろうとしているのはワクチンケアなんですよね、主には。その経費として3,000万、企業からご寄付をいただくということですので、そのワクチンケアについてやる必要がないってことであれば、当然予算自体が否決されることはあろうかと思えます。しかし、それ以外で特に中身の額がどうこうっていう話ではないのかなというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 今回、ニセコ町議会で審議しているということは、最終的に受払いをするからこそ今回の議案で提案されたんじゃないかなって僕は思ってるんですけど、その辺どうなのかお聞かせください。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今おっしゃったとおりで、歳入として入ってくるのが確実に3,000万そこに行くかどうかでことだと思えます。だからそこで3,000万じゃなかったりすると、何かあるってことですので、ニセコ町が受けて協議会に入るっていうことはきちっと明らかにさせていただきたいというふうに思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○1番（高木直良君） 確認したいのは、先程の説明では山麓の町村会長として今度の仕組みっていいですか事業に取り組みますと。ただし、ヘルスケア協議会は別途立ち上がると。メンバーは同じでしょうが、その場合のヘルス協議会の目的とか要綱とかですね、何を取り組んでいくのかと。そういった事業計画をある程度やはり中期的な事業計画っていうのは必要じゃないかと思うんです。その事業計画の中に今年度、来年度ですか、幼児のワクチン誤接種を防ぐためのアプリを使って、活用したいというお話でした。ヘルスケアは先程の桜井課長のお話からいうと、ヘルスケアですからいろいろ広がっていくわけですよね。今回はワクチンの誤接種を防止するためと。今後もしかしたらいろんな検診を促進するとか、あるいはさっき食べ物の事例なんかも出ましたが、いろんな地域に特徴のある病気をどうやってカバーしていくかというときに、ヘルスケアっていうのが生じてくるかもしれない。いろんな展開をしていく可能性があるわけです。そのときにヘルスケア協議会がきちっとした目標とかですね、何をどうやっていくのかっていうことが確認されてないと、この第1段階っていうのは理解不足になっちゃうかなと思えます。

それともう一つ、お金の問題で言いますと、今回はあくまでも企業版ふるさと納税が活用されるということですが、今後事業が展開していくとお金も広がっていくかもしれない。そういった場合に、ずっとこういう形式をとってシミックさんからの企業献金、献金じゃないです、ふるさと納税をあてにして今後ともずっとヘルスケアを継続していくのか。その辺ちょっとわかりにくいんですよね。第1年度の内容はわかりました。第1年度っていうかワクチン誤接種、特に子どものワクチン誤接種防止というのはわかりましたが、その辺の展開をどうされていくつもりか。ヘルス協議会ははまだできていないんですけども、それは町村長同士でどういう話になっているかお知らせください。

○議長（猪狩一郎君） この際、資料配布のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時41分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

片山町長。

○町長（片山健也君） 先程高木議員さんからどのように発展していくのかということのお話がありましたけれども、まず今の目標はワクチンケアでありますので、そのことをしっかりやりながら、協議会の中で議論をして何か多様な仕組み今ありますので、今後皆さんの英知を結集して進んでいくものというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 今、地方議会の規約案というのをお配りしました。先程来から出ている協議会の中身、活動等につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。それで、この規約の案につきましては、ちょっとこの文書、書面会議で先週各担当のほうからそれぞれの首長に確認をした上で、9月10日付けでこの協議会が正式に設立ということで案内が入っておりますのでご報告いたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからは、先程の榊原議員のご質問に関するところなんですが、まず各山麓の町村長の会議の中で決めたことにつきましては、先程町長のほうから話がありましたように、ニセコ町は構成員としての役割を果たす他に、今回蘭越町長がこの寄附を受けられるという仕組みを持っていないということから、各町村全てからニセコ町がそれを担ってくれということで、その部分を持ち帰り、現在予算化させていただいてるということでございます。ニセコ町は代表して寄附を受け取り、そしてそれを負担金という予算化をして協議会に出すと。その出納業務とございますか、そういうところを担わせていただくべく、今回の予算になったということでございます。そこの部分を今回に限り議会にご承認をいただきたいということでございます。ただ、先程申しましたが、来年再来年は全く寄附がないのかということ、そこの部分はまだ全くゼロベースで何も決まっておりませんので、また改めてニセコ町が窓口になって願いますということがあるかもしれませんが、それは全く今は決まっていないということでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第9号 令和3年ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(猪狩一郎君) 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(猪狩一郎君) 日程第17、閉会中の継続審査申し出についての件を議題とします。

決算特別委員長より、お手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お謀りします。決算特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎日程追加の議決

○議長(猪狩一郎君) お諮りします。

先程、篠原正男議員から意見案第2号 通学路への信号機設置に関する意見書の件が提出されました。

この際これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第2号について、日程に追加し、追加日程第18として議題することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第18 意見案第2号

○議長(猪狩一郎君) 日程第18、議案第2号 通学路への信号機設置に関する意見書の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

篠原正男君。

○1番(篠原正男君) 本件につきましては、議員各位のご理解をいただき採択されました請願第1号の意見書であります。私、篠原が提出者となり、斉藤議員、小松議員、榊原議員、猪狩議員が賛成者となって、北海道知事ほか関係者に対して、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。それでは意見書の読み上げをもって説明にかえさせていただきます。

意見案第2号 通学路への信号機設置に関する意見書。ニセコ町字近藤266番地、ニセコ町立近藤小学校前に設置されている横断歩道は児童の通学路になっています。しかし、通過車両はスピードの出し過ぎやカーブにより見通しが悪いことから、道路を横断する歩行者の発見が遅れるなどの危険をはらんでおり、歩行者の安全な横断が困難となっています。また、近藤小学校は学校開放事業を行っており、近藤地区の住民が集う場所でもあります。こうしたことから、児童のみならず地区の住民にとっても、近藤小学校前の横断歩道の安全確保は急務なことです。さらにニセコ町近藤地区は10数年来住宅地として開発され、比較的若い世代の移住者が多く、児童数も急増していることから、ニセコ町による小学校の増築工事も進められています。今後もさらに児童が増える可能性は非常に高いものと予測されます。近年の観光ブームでニセコ地域や羊蹄山麓に観光で訪れる車両等が急増しており、地域住民や学校の安全確保に対する不安は日ごとに強くなってきております。こうした現状を踏まえ、本町議会は判断能力や対処能力が未熟である子どもたちを交通事故から守るため、さらに地域住民の安全確保と交通事故防止のために、早急に信号を設置するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第2号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論は終了します。

これより、議案第2号 通学路への信号機設置に関する意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和3年第9回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時50分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (自 署)

署 名 議 員 榑 原 龍 弥 (自 署)